

## 2011年度バリアフリー調査活動の総括について

福岡県脊髄損傷者連合会

副会長・福岡支部長 菅原 義和

福岡県脊髄損傷者連合会（以下、福脊連という）が発足してまもない今から約30年前は、私たち車いすを利用するものにとって、デパートや公共施設などの構造物、駅・バスセンター・空港等の公共交通機関において障壁（バリア）が多数あり、「人としての権利を侵害されていた」ように記憶しています。現在では鉄道駅をはじめとする公共交通ターミナル等においてはハード面の整備として、エレベーター、車いす対応トイレ等の設置が図られるようになりました。また、他のデパートや飲食店、公共施設などの構造物においても高齢社会へと移り変わるにつれて、スロープや横開きの扉等、バリアフリーに関する整備が進んでおります。法律としても、交通バリアフリー法、ハートビル法等が制定され福岡県においては「福祉のまちづくり条例」が施行されました。連合会の発足から長い歳月が経過しましたが、社会の理解と私たちの活動が着実に進んでいるのではないかと考えられます。

本年実施したバリアフリー調査に関しては、3月にリニューアルされた博多駅を起点に周辺の調査を実施いたしました。その中でわかったこととして、「利用する方のニーズを反映し、一連の利用行動が円滑に行える環境に達していないものも多くある」ということです。私たち車いす利用者の車いすにも様々な種類があり、ニーズも人によって異なります。例えばハード面でとらえた場合、トイレの空間的な広さだけを考えた場合、電動車いすや座位保持いすといった大型の車いすではハートビル法や交通バリアフリー法の最低基準では出入口の間口が狭くトイレを利用することが難しいということです。また出入口が広く設定されていても、中に入ると扉が閉まらないといったことや旋回できないといったこともあります。またソフト面でとらえた場合においても交通施設の職員が、高齢者や障害者に接することになれていない場合があり、例えば今回参加された会員の方が実際に調査活動の往復時に電車とホームにかけるスロープの準備が遅れた駅もあったようです。高齢者・障害者対応の従業員教育の充実等、ソフト面の整備も必要ではないかと実感いたしました。

今回の事業では企業の方・行政の方・ボランティアの方と協働で調査活動を実施いたしました。今後も情報や経験を協働で積み上げて行き、高齢の方や障がいを持つ方などの身体能力と利用環境のギャップを少なくするために関係機関と連携を取りつつ、より使いやすく、より楽しく、より快適に利用できる環境づくりに結びついて行ければと思います。

最後になりますが、ご協力いただきました企業・行政機関の皆様をはじめ、ボランティアの皆様、本当にありがとうございました。また調査活動に集まって下さった県内各支部の会員の方に、この場をかりてお礼申し上げます。

2011年11月15日

## 2011年度バリアフリー調査事業概要

### 1. 実施団体について

社団法人全国脊髄損傷者連合会福岡県支部

福岡県脊髄損傷者連合会

所在地：福岡県春日市原町3-1-7 福岡県総合福祉センター西棟6階

連絡先：092-592-4528（電話/FAX）

URL：<http://www.normanet.ne.jp/~ww101926>

※検索サイトにて当団体名を検索していただくと表示されます。

### 2. 事業名称について

2011年度バリアフリー調査事業

### 3. 事業の目的について

本年に開設された新博多駅ビル・在来線、新幹線コンコース等がすべての人々に安全でやさしく、利便性のあるものであるのか確認するため、交通バリアフリー法の目的である「高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び、社会生活を確保することの重要性が増大していることをかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び、車両等の構造及び、設備を改善するための措置、旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路、その他の施設の整備を推進するための措置。その他の措置を講ずることにより、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び、安全性の向上促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」が履行されているか、点検活動を行う。

また、ハートビル法や福岡県のまちづくり条例に適した建物になっているか、車いす使用者の視点から使い勝手はどうか、などの調査・分析（報告書の作成）を合せて行う。

### 4. 事業の必要性・重要性について

交通バリアフリー法（新法）が施行されて、本年で5年が経過した。本年については「交通基本法」（案）についても、国会で議論されている。

日本は、法律の下で人々は生活しており、医療・福祉・教育・雇用・文化娯楽の総体として、憲法25条で「全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と国民の生活保障を定めている。国民の社会的な市民生活の保障をすることで、健康で文化的な生活の追求を行うことができるが、それには市民の「移動」と物の「物流」、そして住環境や情報通信のバリア（障壁）が、除去されていることが前提条件となる。

公共交通機関や建物に関する、ユニバーサルデザイン・バリアフリーについては、法制度の整備が進み、行政が行ってきた政策の効果もあり、ハード面では一定の整備がされてきた。また、民間企業等も建物の設計を行う過程で高齢の方、障害のある方、妊娠中の女性や小さな子どもを連れた方の意見を聴くことにより、設計段階でのバリアフリー・ユニバーサルデザイン化が整備でき、人に優しい建物作りだけでなく、コスト面の削減にも繋がっている。

しかし、バリアフリー・ユニバーサルデザインの根幹は対象となる「様々な人々が安心して利用できる（共用・共生）、とハード面（建物等）ソフト面（こころ）の障壁の除去」が目的であったはずであるが、「誰もが使いやすい」という名目で、1箇所に全てのニーズを集約させることが主眼になりつつある。例として多目的トイレ（1箇所に車いす用トイレを設置し、子どものオムツを変える台を設置、オストメイト用の汚物洗浄機を設置すること等）という名称で、建物のトイレ等がある場所

に1箇所だけ設置すれば良いという風潮さえもある。

そのような観点から、今回の点検活動において「公共性・共有性のあり方」について課題を整理し、すべての人々が安全で人に優しい利便性のあるものとは何かを、もう一度再構築する必要があるのではないかと考えこの企画を計画した経緯である。

また、将来に向けた新たなバリアフリーやユニバーサルデザインの在り方について調査・分析を行い、報告書にまとめ、提起することが重要であると考えます。

#### 5. 事業の効果について

博多駅バリアフリー点検・調査活動を行うことで以下の効果が期待できる。

- 1) 車いす利用者や他の方にも関心高まり、外出の機会を促進できる。
- 2) バリアフリーやユニバーサルデザインの観点から、公共交通施設についての最新情報が提供できる。(特に博多駅は利用されている方が多いので)
- 3) 共有性や共用性について再度検証し、将来的にあるべきスタイルを提案することができる。
- 4) 行政や民間事業者における、様々なハード面の整備等を行う際、当事者の意見として参考にすることができる。(コストの減少につながる)
- 5) 福岡県が推奨する、県民幸福度日本一の取組みにも繋がる。

#### 6. 具体的な取組みについて

別紙、実施要項を参照

#### 7. 当日の参加体制について

- 1) 車いす利用者(福脊連会員及び介助者を含む)  
福岡支部7名・北九州支部1名・筑後支部5名・筑豊支部5名・県本部1名(計19名)
- 2) ボランティア(行政の方・企業の方・学生)協力いただいた方(敬称略・順不同)  
国土交通省九州運輸局1名・福岡県障害者福祉課1名・博多阪急1名・博多ターミナルビル1名  
JR西日本1名・筑紫女学園大学学生2名(計7名)
- 3) 報道機関関係者の方(敬称略)  
西日本新聞記者2名(同行取材)

#### 8. 調査の集約について

本年度中に報告書を作成し、当会のホームページにおいて公開する。インターネットで公開する場合は、PDF形式とテキスト形式(音声ソフトがあれば視覚障害の方も知ることができるため)で作成し、誰でもダウンロードができるように配慮する。

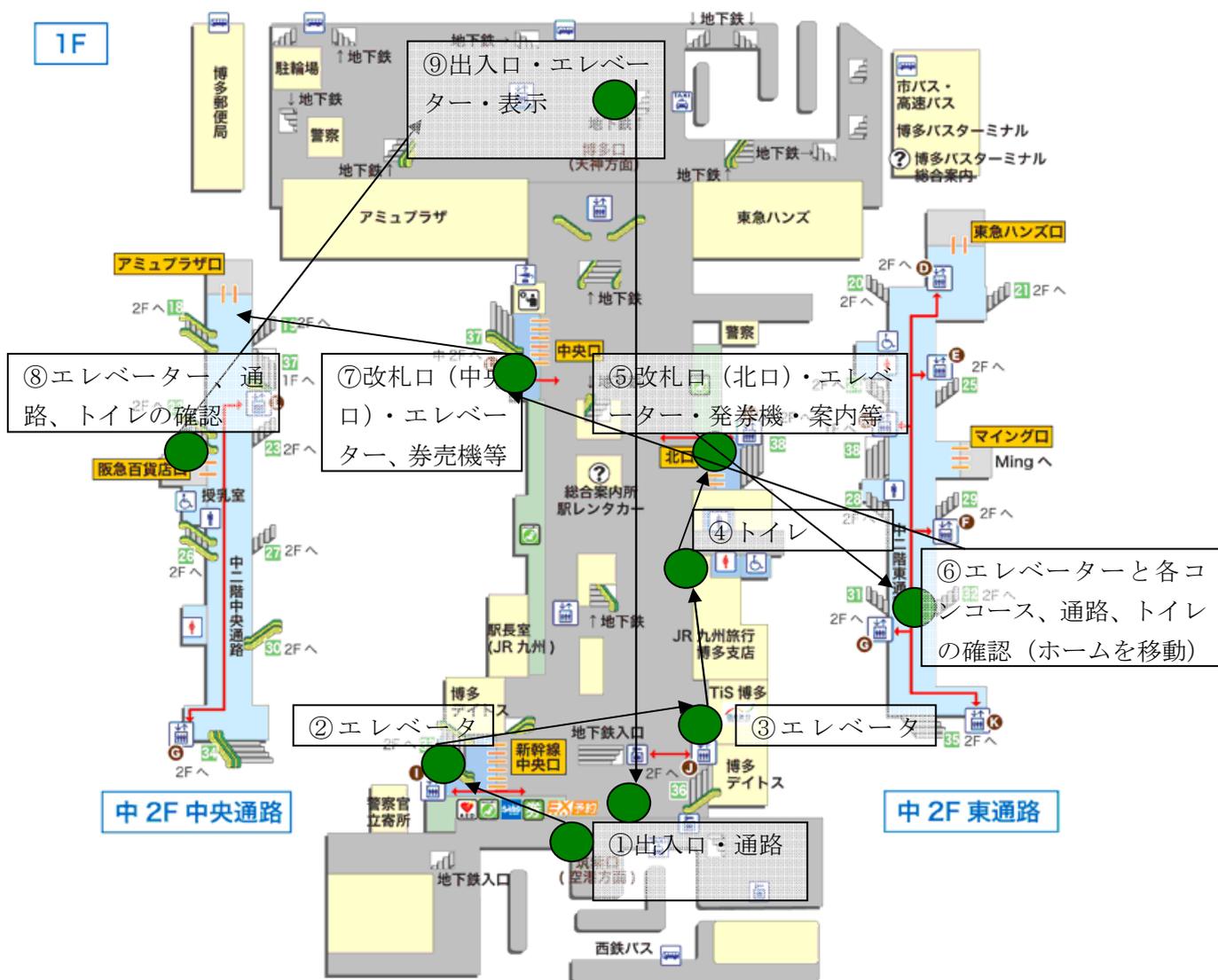
## 2011年度バリアフリー調査事業実施要項

1. 目的 本年に開設された新博多駅ビル・在来線、新幹線コンコース等が、すべての人々に安全でやさしく、利便性があるのかを確認するため、交通バリアフリー法の目的である「高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性が、増大していることをかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び、車両等の構造及び設備を改善するための措置、旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路その他の施設の整備を推進するための措置。その他の措置を講ずることにより、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び、安全性の向上促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」が履行されているか点検活動を行う。またハートビル法や福岡県のまちづくり条例に適した建物になっているか、また、車いす使用者の視点から使い勝手はどうかなどの調査・分析（報告書の作成）を合せて行う。
2. 内容 JR 博多駅及び新博多駅ビル並びに周辺のバリアフリー調査活動
3. 主催 社団法人 全国脊髄損傷者連合会福岡県支部  
福岡県脊髄損傷者連合会
4. 後援 国土交通省九州運輸局・福岡県・福岡県社会福祉協議会
5. 期日 2011年10月8日（土） 13:30～16:00まで
6. 会場 JR 博多駅・新博多駅ビル
7. 調査方法等  
※福岡県福祉のまちづくり条例及び交通バリアフリー法に沿った調査を行う。  
福岡県脊髄損傷者連合会会員及びボランティアがして博多駅構内及び新博多駅ビル、新博多駅駐車場と半径約300m圏内を3班で編成し、バリアフリー調査票に基づき調査活動を実施する。

# 博多駅構内在来線グループ

- 1) 人員について  
5名前後（会員3名+ボランティア）
- 2) 調査方法  
別紙バリアフリー調査票に基づき調査活動を行う。
- 3) ルートの見方について  
以下の図の通り  
①→は進む方向  
②●チェックポイント
- 4) 測定について  
チェックポイント箇所の状況をチェックシートに記載する。

## ルート図



# バリアフリー調査事業調査票

博多駅構内班（JR九州・在来線関係調査グループ）

1) 担当者名（白川・堤・下川・中島・介助者1名）

2) 調査期日（2011年10月8日）

3) ルート図

調査表には前頁のルート図のチェックポイントごとのバリアフリー状況を記しております。

4) 調査表の見方

- ①調査表にある要件がクリアできていれば○
- ②調査票にある要件はクリアされているが課題がある△
- ③調査表にある要件がクリアできてなければ×

## 調査表

①起点、出入口・通路（筑紫口）

施設等	チェック項目	チェック欄
出入口	①雨天への対応（出入口が雨にぬれないよう屋根又はひさしを設置）	△
	②傾斜路がある場合は傾斜路がぬれないような大きさ	○
	③自動車からの乗降の際にぬれないような大きさ	△
通路	④乗客の流動に支障がないこと	○
	⑤有効幅員の確保120cm以上（段併設の場合は90cm以上）	○
	⑥滑りにくい材料	○
	⑦傾斜路上端付近の通路等に視覚障害者のための <b>注意換気用床材（※4）</b> を敷設	○

■気付いた点

タクシーに乗るときに段差が12cmあり、少し雨に濡れる。  
出入り口の幅は163cmだった。

②エレベーター

新幹線改札口であったためチェックなし

### ③エレベーター

エレベーター (第7条)	①多数の者/主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビーであるか	
	(1)かご(※2)及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角(※3)以上であるか	×
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	②多数の者/主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)①のすべてを満たしているか	×
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	○
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
	③不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	×
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	○

#### ■気付いた点

②の(3)については148cm角だった。

### ④トイレ

便所 (第9条)	①車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)		○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○	
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか	○	
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○	
	(5)ベビーベット等との配置は適切か	○	
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)		○
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)		○

※当日は使用中であったため後日確認した。

### ⑤改札口(北口)・発券機・エレベーター・案内表示

改札口	①有効幅員は80cm以上であるか	○
	②案内窓口(券売機)から改札口にいたる経路となる通路のうち最低1経路に誘導用床材を敷設しているか	○
券売機	③高さの制限(金銭投入口の高さは130cm程度)	○
	④運賃等を点字で表示。	○
案内表示	⑤ターミナルの出入口等に周辺の施設等の案内を行う誘導案内板があるか	○
	⑥わかりやすい仕様明確で解かりやすく表示している	△
	⑦視覚障害者に配慮して点字案内板、蝕知案内図などを設置しているか	○

#### ■気付いた点

改札口の有効幅員は93cmだった。

案内表示は文字が小さく解かりづらかった

消火器の設置場所が適当ではなく危険であった。(視覚障害の方への配慮不足)

エレベーター 一（第7条）	①必要階（多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便房（※1）・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階）に停止するエレベーターが1以上あるか	○
	②多数の者／主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビーであるか	
	(1)かご（※2）及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角（※3）以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	×
	③多数の者／主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)②のすべてを満たしているか	×
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	○
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
	④不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	○
(2)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	○	

### ■気付いた点

音声案内はあるけれども、方向を示さず「こちら側」としか言わない。  
エレベーターのボタンが押しづらい。

### ⑥-1中2F東通路 エレベーター・通路・トイレ

エレベーター 一（第7条）	①必要階（多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便房（※1）・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階）に停止するエレベーターが1以上あるか	○
	②多数の者／主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビーであるか	
	(1)かご（※2）及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角（※3）以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	×
	③多数の者／主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)②のすべてを満たしているか	×
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	○
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
	③不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	○
(2)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	○	

施設等	チェック項目	チェック欄
通路	①乗客の流動に支障がないこと	○
	②有効幅員の確保120cm以上（段併設の場合は90cm以上）	○
	③滑りにくい材料	○
	④傾斜路上端付近の通路等に視覚障害者のための注意換気用床材（※4）を敷設	○

	⑤屋内にあっては1/12以下、屋外にあっては1/20以下	×
	⑥屋内では傾斜路の高低差75cmごと、屋外では傾斜路60cmごとに、踏幅150cm以上の踊り場を設置	×
	⑦両側に側壁又は10センチ程度の立上りを設置	×

■気付いた点

手すりは片側しかなかった。

便所 (第9条)	①車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入口は、幅80cm以上であるか	○
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	(5)ベビーベット等との配置は適切か	○
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)	○
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	○

■気付いた点

扉が不審者防止のために使用してから30分後に自動で開くような構造であった。  
排泄を終え、汚物を流す際のボタンが奥ばったところにある。

⑥-2各ホーム・各エレベーター・表示(4ホーム)

8・7番線

エレベーター (第7条)	①多数の者/主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビーであるか	
	(1)かご(※2)及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角(※3)以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	②多数の者/主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)①のすべてを満たしているか	○
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	○
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○

乗降場(ホーム)	①勾配の制限(床面の水勾配は1/100以下であるか)	○
	②ぬれても滑りにくい仕上げであるか	○
	③注意喚起用床材を乗降上の縁端に敷設しているか	○
	④転落防止装置はあるか	×
	⑤休憩設備を設置(ベンチ等、休憩用の設備を設置)	○
	⑥乗降場と車両との隙間及び段差の可能な限り解消しているか。	×

案内表示	①わかりやすい仕様明確で解かりやすく表示している	×
------	--------------------------	---

■気付いた点

ホームに上がるエレベーターの表示がわかりづらい

## 6・5番線

エレベーター 一（第7条）	①多数の者／主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビーであるか	
	(1)かご（※2）及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角（※3）以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	②多数の者／主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)①のすべてを満たしているか	○
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	○
(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○	

乗降場（ホー ム）	①勾配の制限（床面の水勾配は1/100以下であるか）	○
	②ぬれても滑りにくい仕上げであるか	○
	③注意喚起用床材を乗降上の縁端に敷設しているか	○
	④転落防止装置はあるか	×
	⑤休憩設備を設置（ベンチ等、休憩用の設備を設置）	○
	⑥乗降場と車両との隙間及び段差の可能な限り解消しているか。	×

案内表示	①わかりやすい仕様明確で解かりやすく表示している	×
------	--------------------------	---

## 4・3番線

エレベーター 一（第7条）	①多数の者／主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビーであるか	
	(1)かご（※2）及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角（※3）以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	②多数の者／主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)②のすべてを満たしているか	○
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	○
(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○	

乗降場（ホー ム）	①勾配の制限（床面の水勾配は1/100以下であるか）	○
	②ぬれても滑りにくい仕上げであるか	○
	③注意喚起用床材を乗降上の縁端に敷設しているか	○
	④転落防止装置はあるか	×
	⑤休憩設備を設置（ベンチ等、休憩用の設備を設置）	○
	⑥乗降場と車両との隙間及び段差の可能な限り解消しているか。	×

案内表示	①わかりやすい仕様明確で解かりやすく表示している	×
------	--------------------------	---

## 2・1番線

エレベーター 一（第7条）	①多数の者／主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビーであるか	
	(1)かご（※2）及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○

	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角(※3)以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	②多数の者／主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)②のすべてを満たしているか	○
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	○
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○

乗降場(ホーム)	①勾配の制限(床面の水勾配は1/100以下であるか)	○
	②ぬれても滑りにくい仕上げであるか	○
	③注意喚起用床材を乗降上の縁端に敷設しているか	○
	④転落防止装置はあるか	×
	⑤休憩設備を設置(ベンチ等、休憩用の設備を設置)	○
	⑥乗降場と車両との隙間及び段差の可能な限り解消しているか。	×

案内表示	①わかりやすい仕様明確で解かりやすく表示している	×
------	--------------------------	---

### ⑦改札口(中央)・発券機・エレベーター・案内表示

改札口	①有効幅員は80cm以上であるか	○
	②案内窓口(券売機)から改札口にいたる経路となる通路のうち最低1経路	○
	③に誘導用床材を敷設しているか	○
券売機	④高さの制限(金銭投入口の高さは130cm程度)	○
	⑤運賃等を点字で表示。	○
案内表示	⑥ターミナルの出入口等に周辺の施設等の案内を行う誘導案内板があるか	○
	⑦わかりやすい仕様明確で解かりやすく表示している	○
	⑧視覚障害者に配慮して点字案内板、触知案内図などを設置しているか	×

エレベーター(第7条)	①多数の者／主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビーであるか	
	(1)かご(※2)及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角(※3)以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	②多数の者／主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)①のすべてを満たしているか	○
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	○
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○

### ⑧中2F中央通路 トイレ・通路

便所(第9条)	①車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入口は、幅80cm以上であるか	○
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○

	(5)ベビーベット等との配置は適切か	○
	②水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（各階1以上）	○
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか（当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く）	○
	④床置き式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設けているか（各階1以上）	○

通路	①乗客の流動に支障がないこと	○
	②有効幅員の確保120cm以上（段併設の場合は90cm以上）	○
	③滑りにくい材料	○
	④両側に手すりを設置	×

⑨ 出入口 （博多口）・エレベーター・表示改札口	①有効幅員は80cm以上であるか	○
	②案内窓口（券売機）から改札口にいたる経路となる通路のうち最低1経路に誘導用床材を敷設しているか	○
案内表示	③ターミナルの出入口等に周辺の施設等の案内を行う誘導案内板があるか	○
	④わかりやすい仕様明確で解かりやすく表示している	○
	⑤視覚障害者に配慮して点字案内板、蝕知案内図などを設置しているか	×

エレベーター（第7条）	①必要階（多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便房（※1）・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階）に停止するエレベーターが1以上あるか	○
	②多数の者／主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビーであるか	
	(1)かご（※2）及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角（※3）以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	③多数の者／主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)②のすべてを満たしているか	○
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	○
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○

#### 所管

- ・一部の車いす利用者用トイレは30分程度時間が経過すると扉が自動的に開くようである。時間を気にしながら排泄処理をしなくてはならない。せめて入口付近にカーテンを設置してくだされば問題が解消される。
- ・エレベーターへ向かう傾斜路は距離が短く上りづらい。（改札口から通路まで）また、エレベーターまでの傾斜路には車いすで通る場合には点字ブロックがあるため振動がある。
- ・エレベーターは荷物も何も持たない若い健常者が利用しているため、乗り込むのに時間がかかった。

## 博多駅構内新幹線グループ

### 1) 人員について

5名前後（会員3名+ボランティア）

### 2) 調査方法

別紙バリアフリー調査票に基づき調査活動を行う。

### 3) ルートの見方について

以下の図の通り

①→は進む方向 ②●チェックポイント

### 4) 測定について

チェックポイント箇所の状況をチェックシートに記載する。

## ルート図

# バリアフリー調査事業チェックリスト

博多駅構内班（JR西日本・新幹線関係調査グループ）

1) 担当者名（菅原・山本・廣松・脇山・大村）

2) 調査期日（2011年10月8日）

3) ルート図

調査表には前頁のルート図のチェックポイントごとのバリアフリー状況を記しております。

4) 調査表の見方

- ①調査表にある要件がクリアできていれば○
- ②調査票にある要件はクリアされているが課題がある△
- ③調査表にある要件がクリアできてなければ×
- ④調査票にある要件が当てはまらないー

## 調査表

ルート順に調査をする。

①起点（エレベーター・改札口・券売機他）

施設等	チェック項目	チェック欄
改札口	①有効幅員は80cm以上であるか	○
	②案内窓口（券売機）から改札口にいたる経路となる通路のうち最低1経路に誘導用床材を敷設しているか	○
券売機	③高さの制限（金銭投入口の高さは130cm程度）	○
	④運賃等を点字で表示。	○
案内表示	⑤ターミナルの出入口等に周辺の施設等の案内を行う誘導案内板があるか	○
	⑥わかりやすい仕様明確で解かりやすく表示している	○
	⑦視覚障害者に配慮して点字案内板、触知案内図などを設置しているか	○

### ■気付いた点

新幹線を利用される車いすの方は1日に40～50名程度いるとの事。

ストレッチャーの方が乗車されることも可能である。

エレベーター	①必要階（多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便房（※1）・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階）に停止するエレベーターが1以上あるか	○
	②多数の者／主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビーであるか	
	(1)かご（※2）及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角（※3）以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	③多数の者／主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
(1)②のすべてを満たしているか	○	

	(2)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	○
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	○
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	○
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	○
	(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	○
	(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	○
	(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
	⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか	○
	(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	○
	(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
	(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	○

敷地内の通路 (第11条)	①幅は180cm以上であるか	○
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	④段がある部分	
	(1)幅は140cm以上であるか（手すりの幅は10cm以内までは不算入）	○
	(2)けあげは16cm以下であるか	○
	(3)踏面は30cm以上であるか	○
	(4)両側に手すりを設けているか	○
	(5)識別しやすいものか	○
	(6)つまずきにくいものか	○
	⑤段以外に傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けているか	○
	⑥傾斜路	
	(1)幅は150cm以上（段に併設する場合は120cm以上）であるか	○
	(2)勾配は1/15以下であるか	○
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は免除）	○
	(4)両側に手すりを設けているか（高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除）	○
(5)前後の通路と識別しやすいものか	○	
⑦上記①、③、⑤、⑥(1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	○	
⑧上記①、③、④、⑥(1)から(3)は車いす使用者の利用上支障がないものは適用除外	○	

## ②トイレ・通路

便所 (第9条)	①車いす使用者用便房を設けているか（各階原則2%以上）	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○

	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入口は、幅80cm以上であるか	○
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	(5)ペビーベット等との配置は適切か	○
	②水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（各階1以上）	○
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか（当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く）	○
	④床置き式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設けているか（各階1以上）	○

敷地内の通路 (第11条)	①幅は180cm以上であるか	○
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	④段がある部分	
	(1)幅は140cm以上であるか（手すりの幅は10cm以内までは不算入）	○
	(2)けあげは16cm以下であるか	○
	(3)踏面は30cm以上であるか	○
	(4)両側に手すりを設けているか	○
	(5)識別しやすいものか	○
	(6)つまずきにくいものか	○
	⑤段以外に傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けているか	○
	⑥傾斜路	
	(1)幅は150cm以上（段に併設する場合は120cm以上）であるか	○
	(2)勾配は1/15以下であるか	○
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は免除）	○
(4)両側に手すりを設けているか（高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除）	○	
(5)前後の通路と識別しやすいものか	○	
⑦上記①、③、⑤、⑥(1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	○	
⑧上記①、③、④、⑥(1)から(3)は車いす使用者の利用上支障がないものは適用除外	○	

### ③トイレ

便所 (第9条)	①車いす使用者用便房を設けているか（各階原則2%以上）	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入口は、幅80cm以上であるか	○
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	(5)ペビーベット等との配置は適切か	○
	②水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（各階1以上）	○
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか（当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く）	○
	④床置き式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設けているか（各階1以上）	○

④エレベーター

エレベーター 一（第7条）	①必要階（多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便房（※1）・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階）に停止するエレベーターが1以上あるか	○
	②多数の者／主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビーであるか	
	(1)かご（※2）及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角（※3）以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	③多数の者／主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)②のすべてを満たしているか	○
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	○
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	○
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	○
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	○
	(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	○
	(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	○
	(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー		
(1)③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか	○	
(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	○	
(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	○	
(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	○	

⑤通路・ホーム・案内表示

乗降場（ホーム）	①勾配の制限（床面の水勾配は1/100以下であるか）	○
	②ぬれても滑りにくい仕上げであるか	○
	③注意喚起用床材を乗降上の縁端に敷設しているか	○
	④転落防止装置はあるか	○
	⑤休憩設備を設置（ベンチ等、休憩用の設備を設置）	○
	⑥乗降場と車両との隙間及び段差の可能な限り解消しているか。	○

案内表示	①わかりやすい仕様明確で解かりやすく表示している	○
------	--------------------------	---

⑥エレベーター

エレベーター 一（第7条）	①必要階（多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便房（※1）・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階）に停止するエレベーターが1以上あるか	○
	②多数の者／主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビーであるか	
	(1)かご（※2）及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○

	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角(※3)以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	③多数の者/主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)②のすべてを満たしているか	○
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	○
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	○
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	○
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	○
	(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	○
	(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	○
	(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
	⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか	○
	(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	○
	(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
	(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	○

⑦エレベーター

エレベーター (第7条)	①必要階(多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便房(※1)・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階)に停止するエレベーターが1以上あるか	○
	②多数の者/主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビーであるか	
	(1)かご(※2)及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角(※3)以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	③多数の者/主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)②のすべてを満たしているか	○
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	○
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	○
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	

	(1)④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	○
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	○
	(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	○
	(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	○
	(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
	⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか	○
	(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	○
	(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
	(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	○

⑧ホーム・案内表示

乗降場(ホーム)	①勾配の制限（床面の水勾配は1/100以下であるか）	○
	②ぬれても滑りにくい仕上げであるか	○
	③注意喚起用床材を乗降上の縁端に敷設しているか	○
	④転落防止装置はあるか	○
	⑤休憩設備を設置（ベンチ等、休憩用の設備を設置）	○
	⑥乗降場と車両との隙間及び段差の可能な限り解消しているか。	○

案内表示	①わかりやすい仕様明確で解かりやすく表示している	○
------	--------------------------	---

⑨エレベーター

エレベーター 一（第7条）	①必要階（多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便房（※1）・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階）に停止するエレベーターが1以上あるか	○
	②多数の者／主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビーであるか	
	(1)かご（※2）及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角（※3）以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	③多数の者／主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)②のすべてを満たしているか	○
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	○
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	○
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	○
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	○
	(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	○
	(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	○

(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
(1)③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか	○
(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	○
(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	○

⑩ホーム・案内表示

乗降場(ホーム)	①勾配の制限（床面の水勾配は1/100以下であるか）	○
	②ぬれても滑りにくい仕上げであるか	○
	③注意喚起用床材を乗降上の縁端に敷設しているか	○
	④転落防止装置はあるか	○
	⑤休憩設備を設置（ベンチ等、休憩用の設備を設置）	○
	⑥乗降場と車両との隙間及び段差の可能な限り解消しているか。	○

案内表示	①わかりやすい仕様明確で解かりやすく表示している	○
------	--------------------------	---

⑪エレベーター

エレベーター（第7条）	①必要階（多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便所（※1）・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階）に停止するエレベーターが1以上あるか	○
	②多数の者／主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビーであるか	
	(1)かご（※2）及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角（※3）以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	③多数の者／主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)②のすべてを満たしているか	○
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	○
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	○
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	○
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	○
	(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	○
	(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	○
	(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー		
(1)③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか	○	
(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	○	

	(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
	(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	○

乗降場	①勾配の制限（床面の水勾配は1／100以下であるか）	○
	②ぬれても滑りにくい仕上げであるか	○
	③注意喚起用床材を乗降上の縁端に敷設しているか	○
	④転落防止装置はあるか	○
	⑤休憩設備を設置（ベンチ等、休憩用の設備を設置）	○
	⑥乗降場と車両との隙間及び段差の可能な限り解消しているか。	○

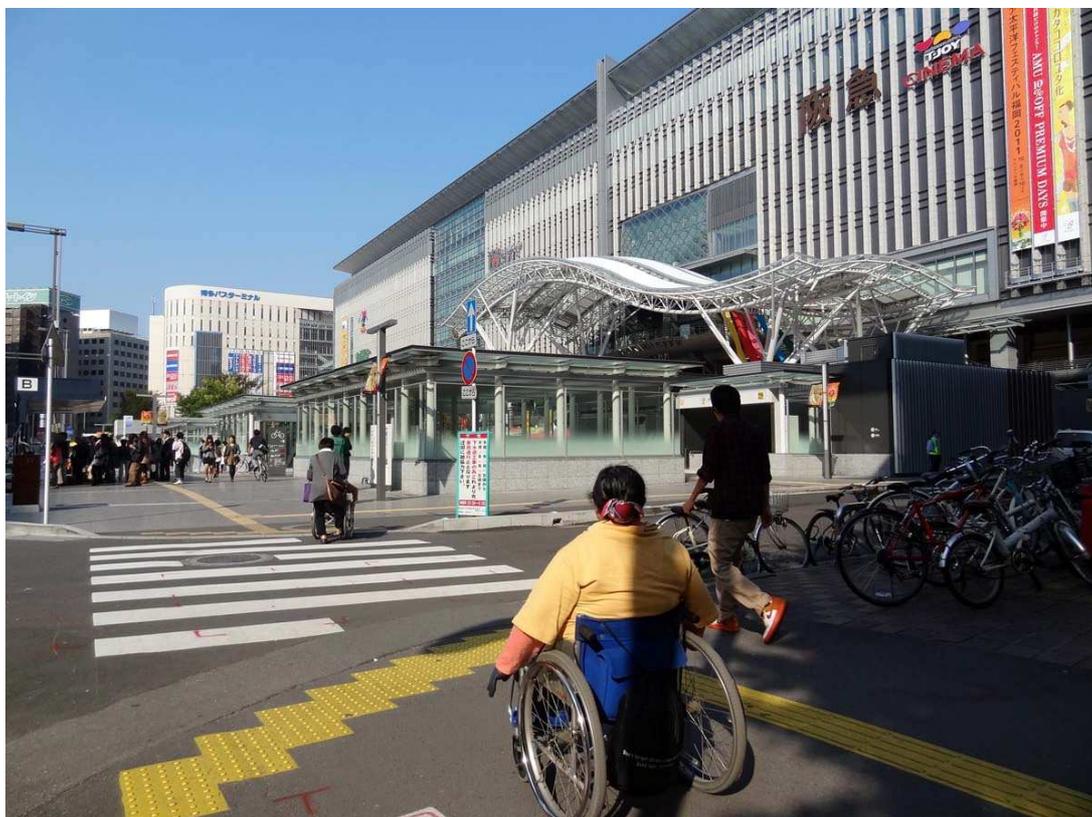
案内表示	①わかりやすい仕様明確で解かりやすく表示している	○
------	--------------------------	---

⑫エレベーター

エレベーター （第7条）	①必要階（多数の者が利用する居室又は車いす使用者用 <b>便房（※1）</b> ・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階）に停止するエレベーターが1以上あるか	○
	②多数の者／主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビーであるか	
	(1)かご（※2）及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角（※3）以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	③多数の者／主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)②のすべてを満たしているか	○
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	○
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	○
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	○
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	○
	(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	○
	(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	○
	(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
	⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか	○
	(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	○
	(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	○	

## 所管

- ・トイレの音声案内がある。
- ・各フロアとも通路が設定されておらず全てが広く段差のない状態であった。
- ・車いすの方やベビーカーを使用している方、階段を上ることが難しい方等への配慮を感じることができた。
- ・ホームでは新設されたホームと従来からあったホームとでは、ホームと車両と幅に小さな違いはあるようだが、乗降等については特段問題なくスムーズに行える。
- ・券売機は低めに設定されており、車いすの方でも自ら買う事できるように配慮されていた



2011年3月に開設した新博多駅の様子

## 新博多駅ビル

### 1) 人員について

- ①地下1階～5階ルート 5名前後（会員3名+ボランティア2名）
- ②屋上～6階 5名前後（会員3名+ボランティア2名）

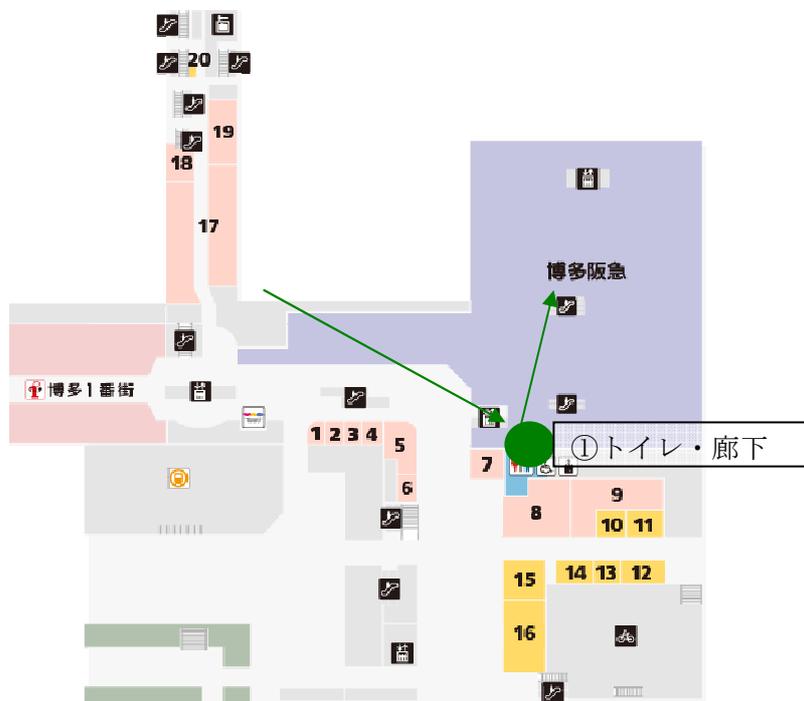
### 2) 調査方法

別紙バリアフリー調査票に基づき調査活動を行う。以下の図の通り

### 3) ルートの見方について

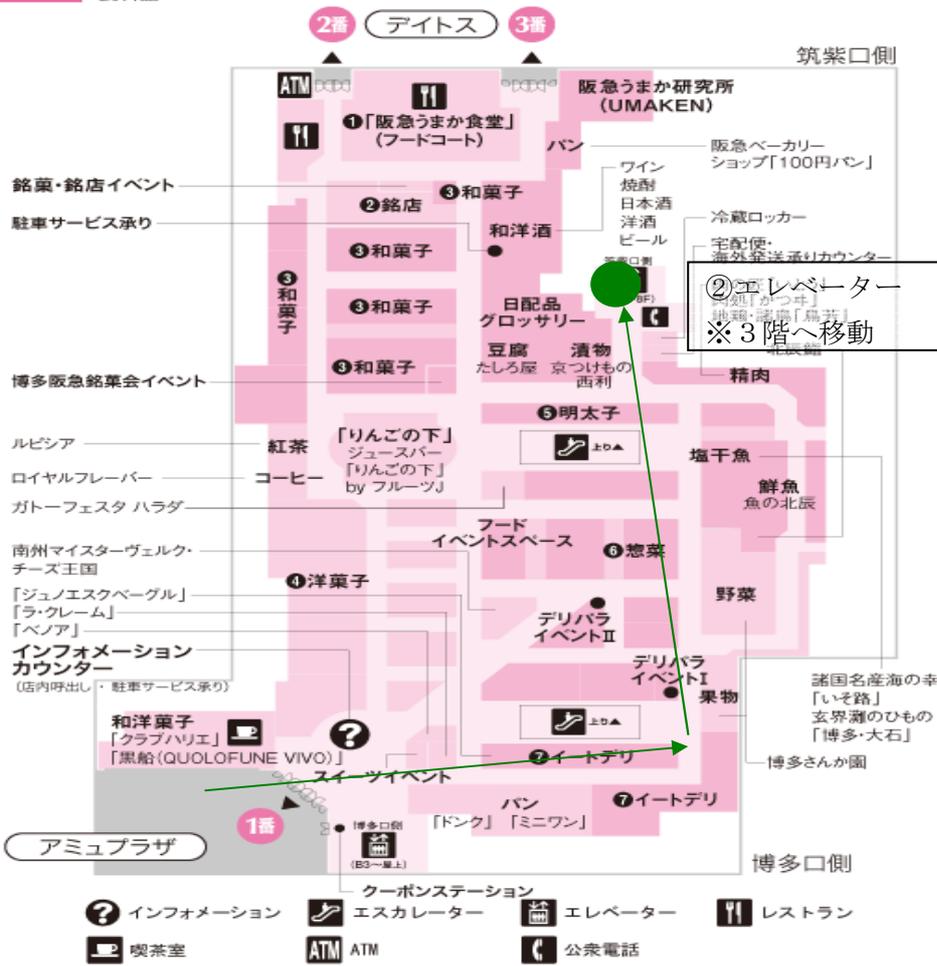
- ①→は進む方向
  - ②●チェックポイント
- 4) 測定について  
チェックポイント箇所の状況をチェックシートに記載する。

## ルート図 地下1階（全体図）

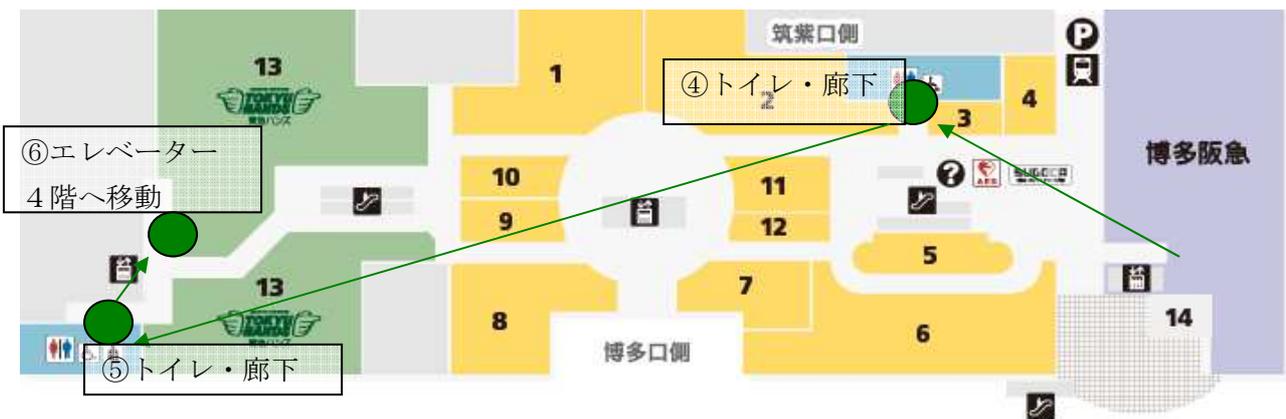


博多阪急店内

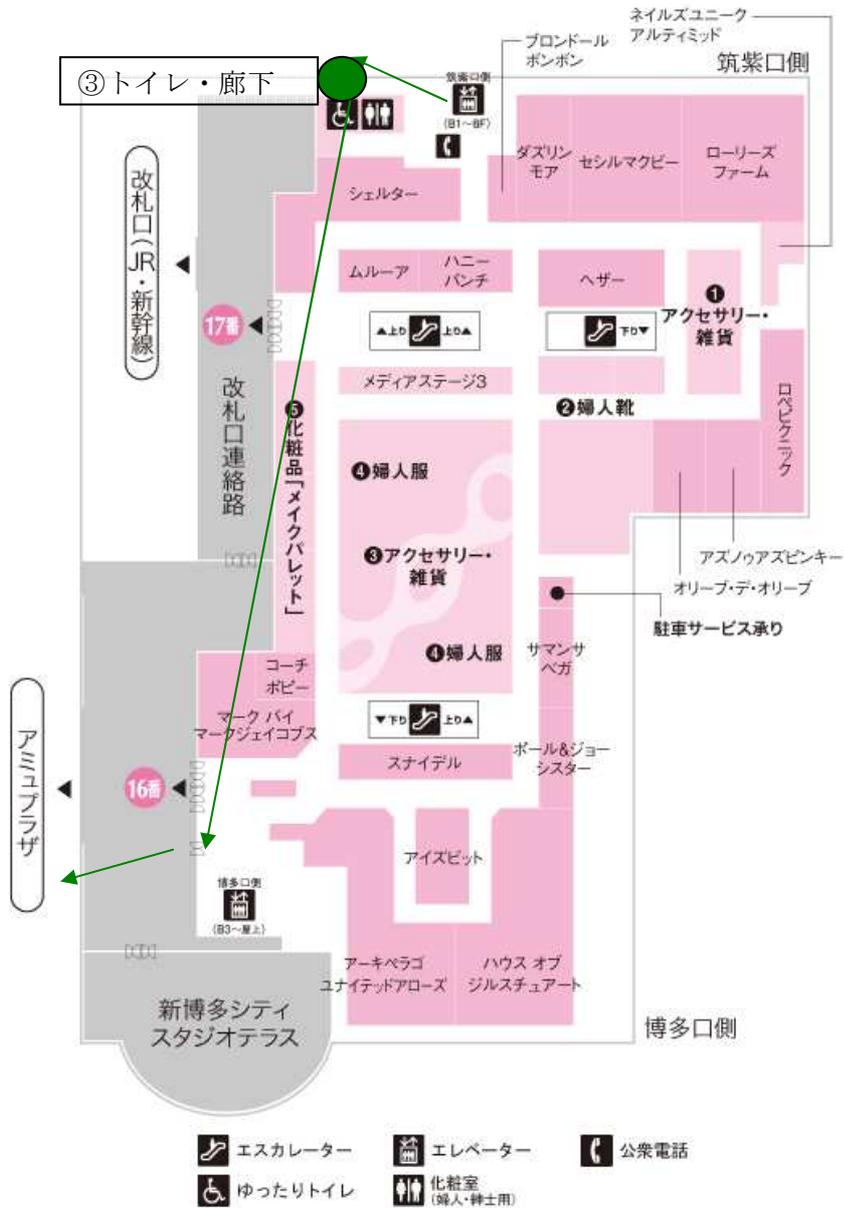
**B1** うまちゃん!  
毎日の「おいしい」をここから発信します。  
食料品



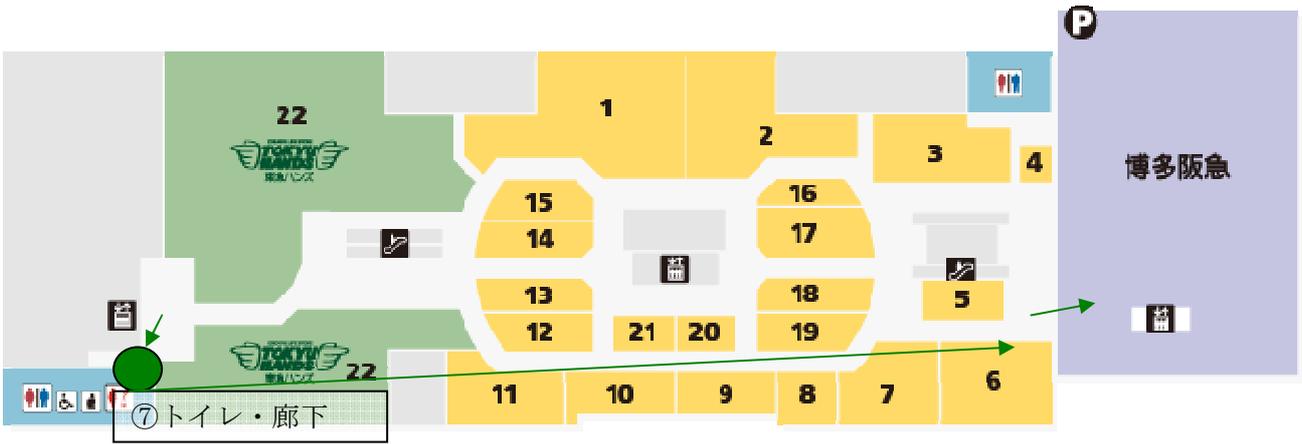
3階全体図



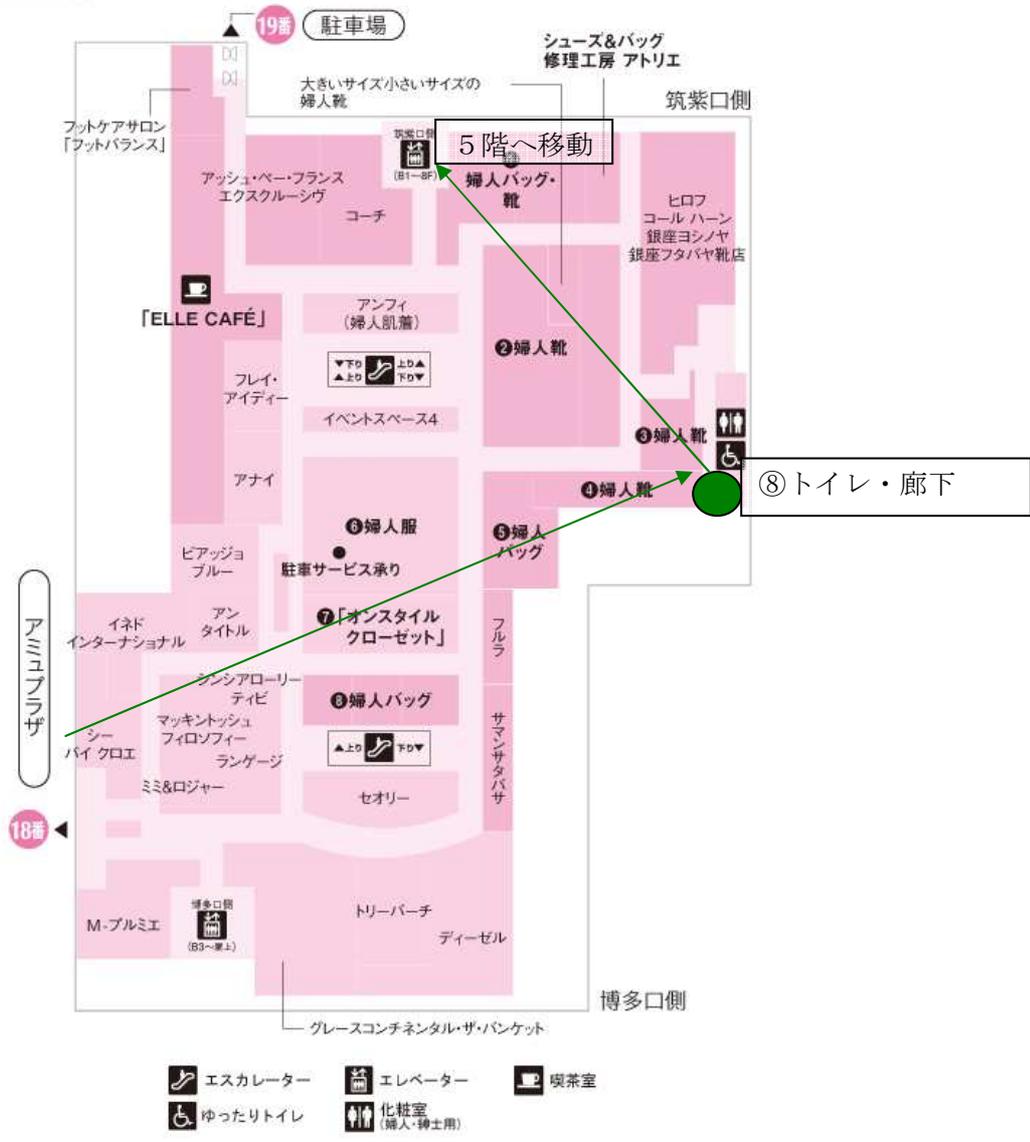
**3F** HAKATA SISTERS  
 あなたらしい“かわいい”きっと見つかる。  
 婦人服 婦人靴 婦人服飾雑貨 アクセサリー 化粧品 メディアステージ 3



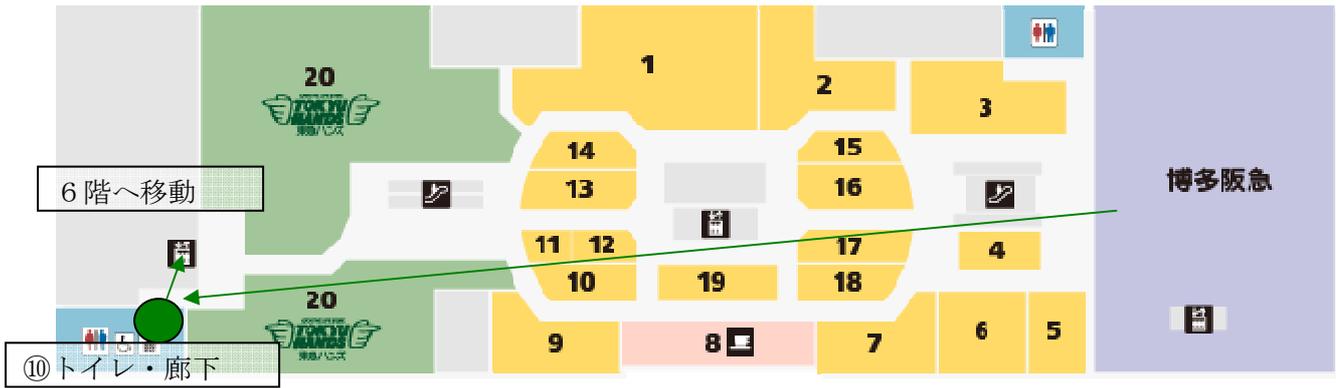
4階全体図



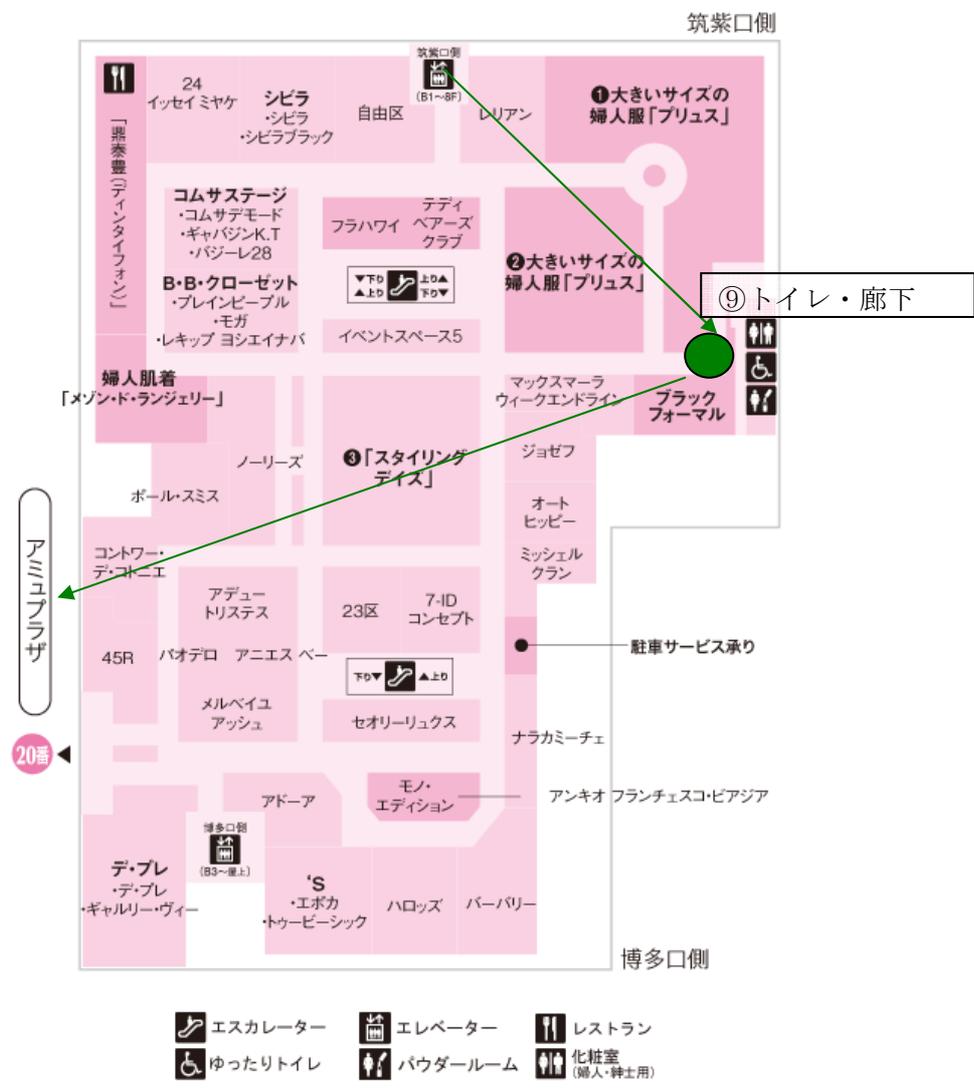
**4F** ONもOFFもかしく充実、イマドキクローゼット。  
 婦人服 婦人靴 婦人バッグ



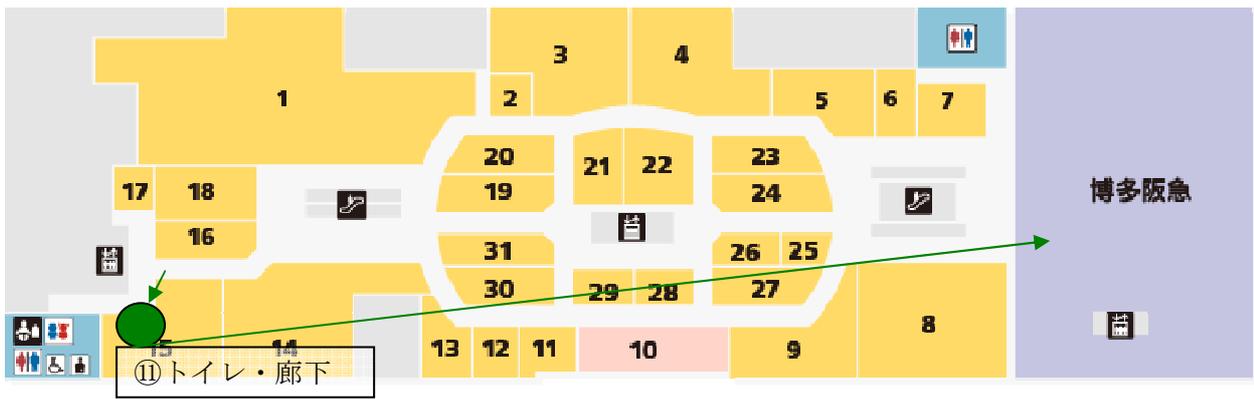
5階全体図



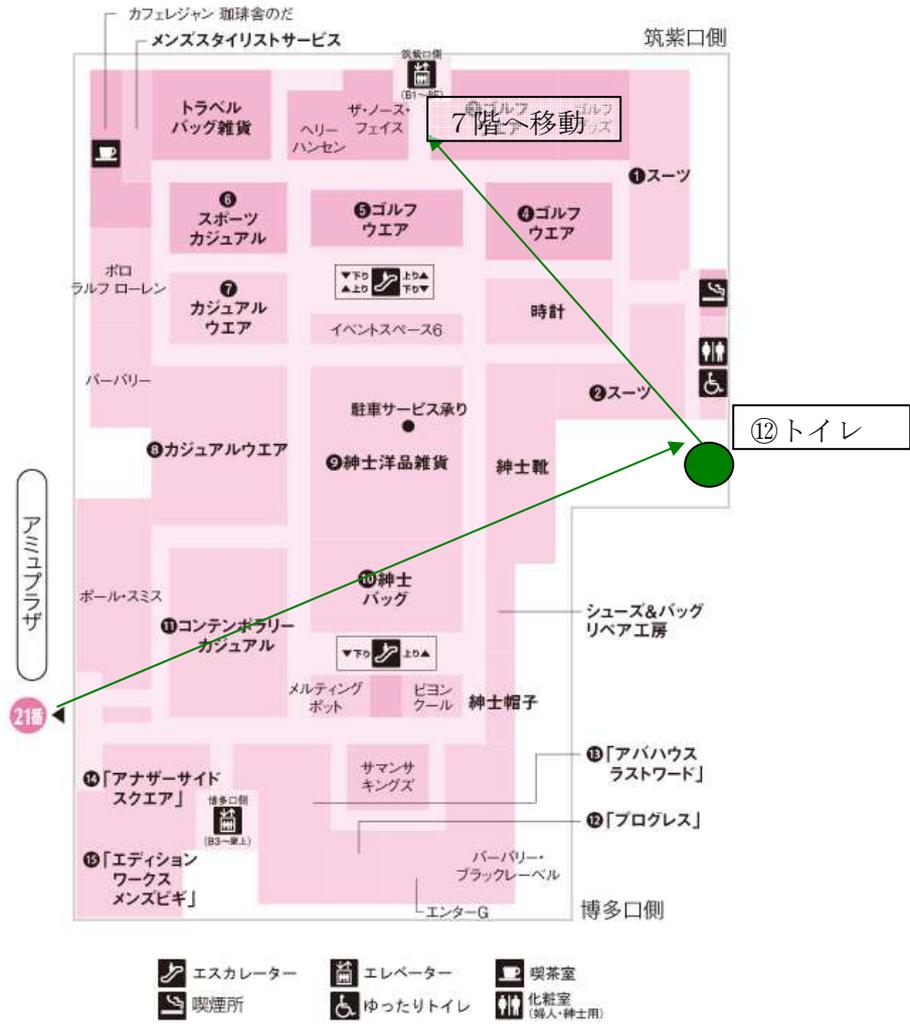
**5F** 「なりたきキレイ」に達する場所。  
 婦人服 大きいサイズの婦人服「プリュス」  
 ブラックフォーマル 婦人肌着「メゾン・ド・ランジェリー」



6階全体図

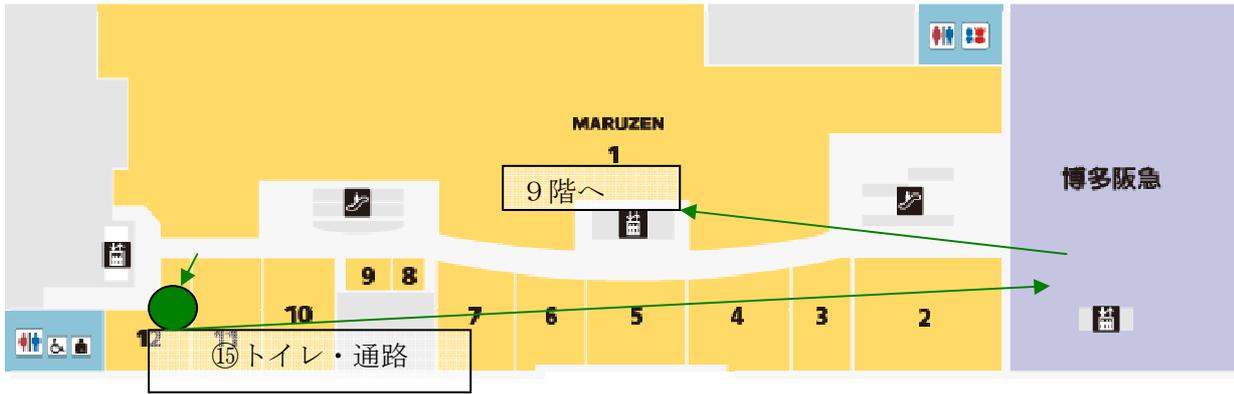


**6F** ふたりで楽しめる素敵スタイリングワールド。  
 紳士服 紳士洋品雑貨 紳士靴 紳士バッグ  
 時計 ゴルフ トラベルバッグ

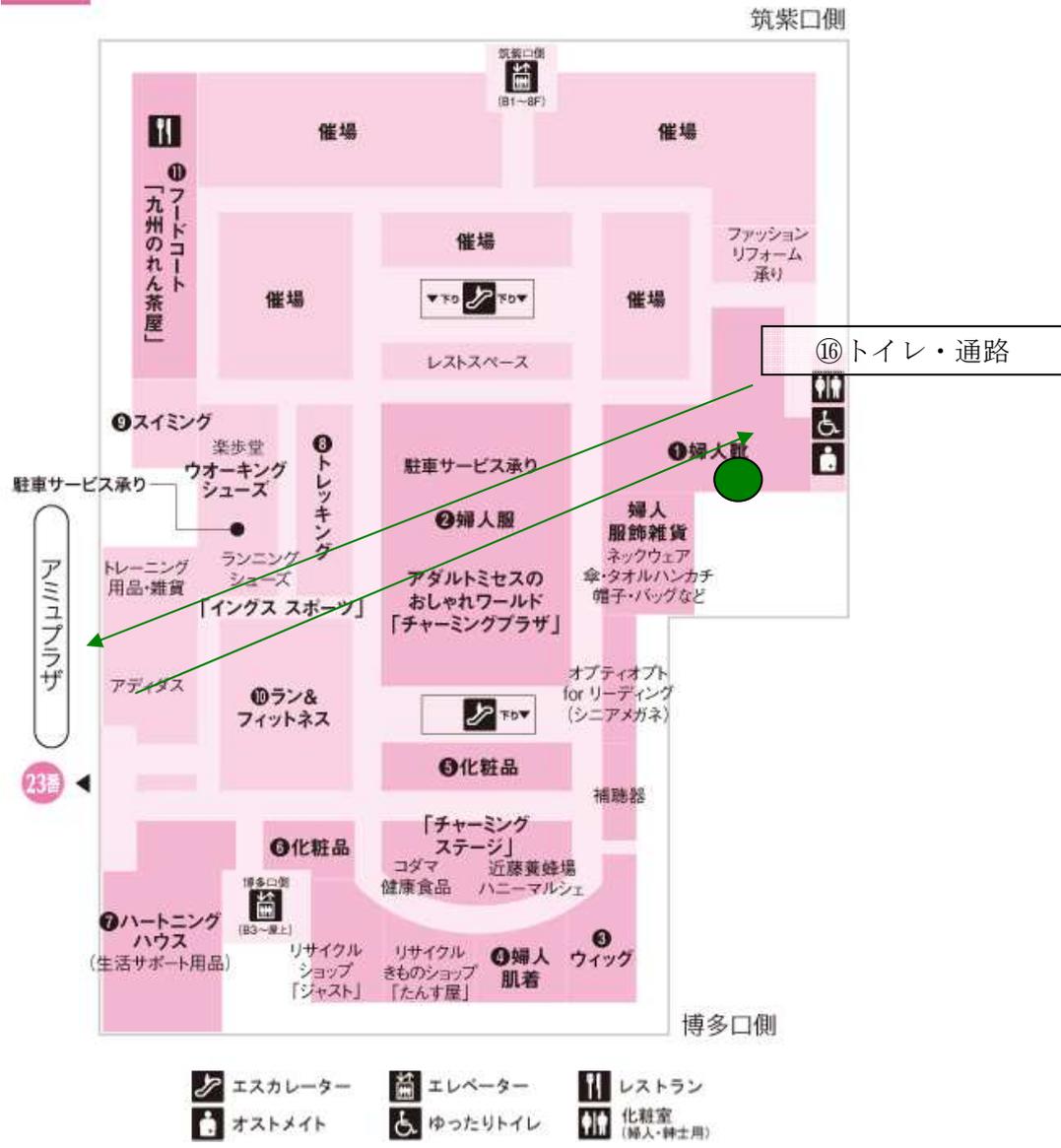




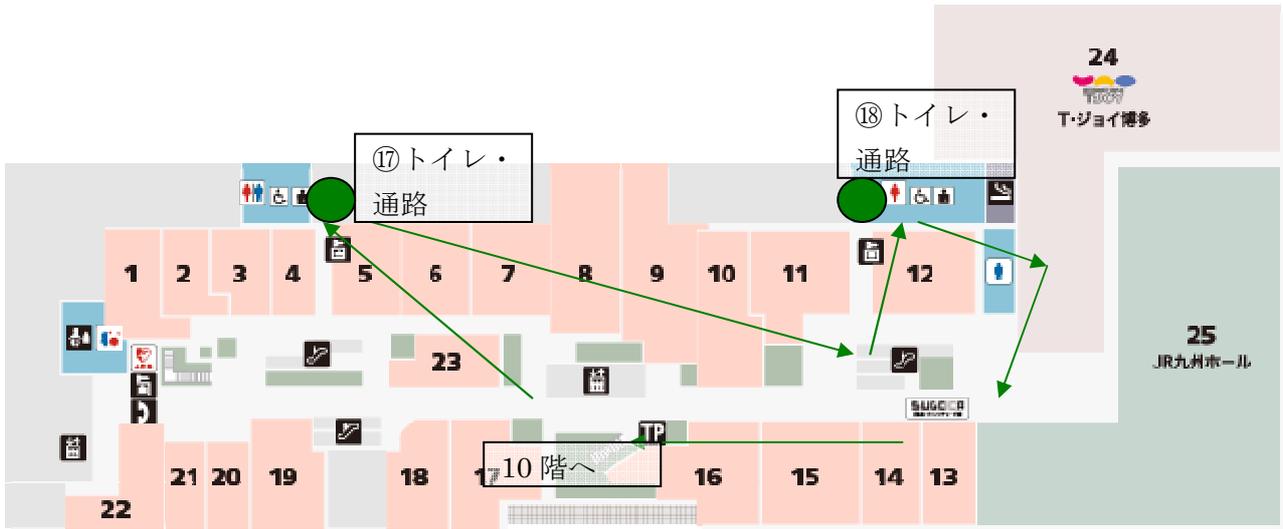
8階全体図



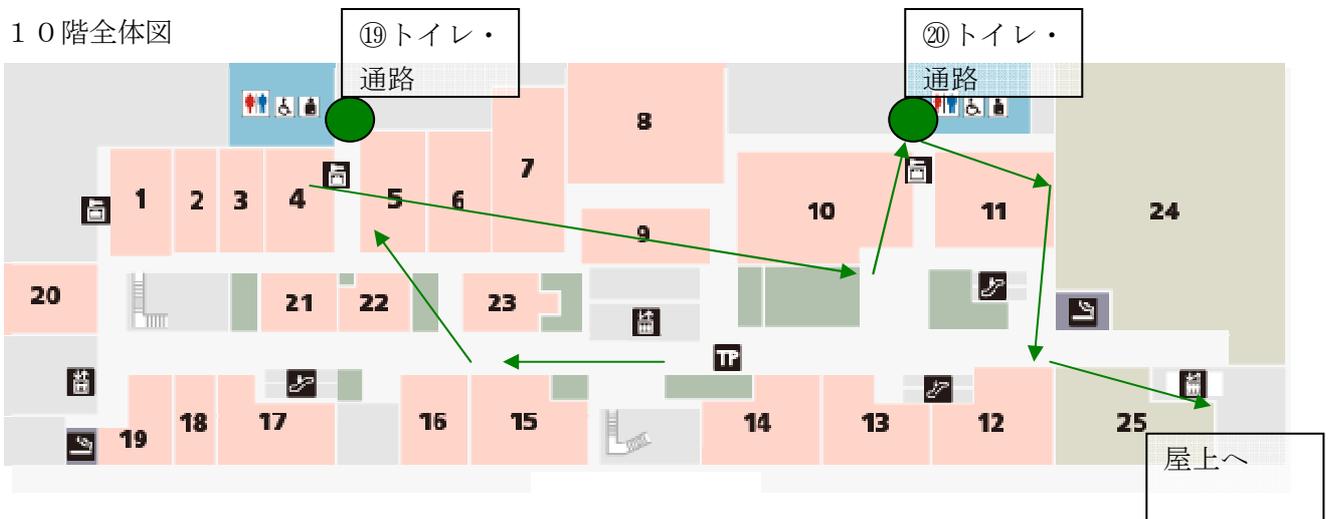
**8F** さまざまなモノやコトに出会えるワンフロア。  
催場「チャミングブラザ」「インクス スポーツ」



9階全体図



10階全体図



屋上全体図



# バリアフリー調査事業チェックリスト

博多駅構内班（新博多駅ビル地下から屋上まで）

1) 担当者名（地下グループ 早原・久保・香月・北村  
（屋上グループ 藤田・目時・坂本・水本））

2) 調査期日（2011年10月 8日）

3) ルート図

調査表には前頁のルート図のチェックポイントごとのバリアフリー状況を記しております。

4) 調査表の見方

- ①調査表にある要件がクリアできていれば○
- ②調査票にある要件はクリアされているが課題がある△
- ③調査表にある要件がクリアできてなければ×
- ④調査票にある要件が当てはまらないー

## 調査票

①地下1Fトイレ・廊下

施設等	チェック項目	チェック欄
便所	①車いす使用者用便房を設けているか（各階原則2%以上）	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入口は、幅80cm以上であるか	○
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	(5)ベビーベット等との配置は適切か	○
	②水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（各階1以上）	○
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか（当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く）	○
④床置き式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設けているか（各階1以上）	×	

廊下等 (第3条)	①幅は180cm以上（区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上）であるか	○
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	④休憩設備を適切に設けているか	○

### ■気付いた点

汚物を流すボタンやトイレットペーパーの位置が少し高い。

背もたれが前に出すぎて体が安定しない。

扉が閉まりやすいため一人だと利用しづらい

「使用中」の表示がわかりづらい

②地下1Fエレベーター（そのまま3階へ移動）

エレベーター （第7条）	①必要階（多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便房（※1）・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階）に停止するエレベーターが1以上あるか	○
	②多数の者／主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビーであるか	
	(1)かご（※2）及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角（※3）以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	③多数の者／主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)②のすべてを満たしているか	○
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	○
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	○

③3F廊下（④チェックポイントまで）・博多阪急出入口・トイレ

便所 （第9条）	①車いす使用者用便房を設けているか（各階原則2%以上）	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入口は、幅80cm以上であるか	○
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	(5)ベビーベット等との配置は適切か	○
	②水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（各階1以上）	×
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか（当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く）	○
	④床置き式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設けているか（各階1以上）	○

廊下等 （第3条）	①幅は180cm以上（区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上）であるか	○
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）	×
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブ（車いす用スペース）としているか	○
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	○
	⑦休憩設備を適切に設けているか	○
	⑧上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分については適用除外	○

④ 3F 廊下 (⑤チェックポイントまで)・トイレ

便所 (第9条)	①車いす使用者用便房を設けているか (各階原則2%以上)	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか	○
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	(5)ベビーベット等との配置は適切か	○
	②水洗器具 (オストメイト対応) を設けた便房を設けているか (各階1以上)	×
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか (当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	○
④床置き式の小便器、壁掛式小便器 (受け口の高さが35cm以下のものに限る) その他これらに類する小便器を設けているか (各階1以上)	○	

廊下等 (第3条)	①幅は180cm以上 (区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上) であるか	○
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	④側面に外開きの戸がある場合はアルコーブ (車いす用スペース) としているか	○

⑤ 3F トイレ

便所 (第9条)	①車いす使用者用便房を設けているか (各階原則2%以上)	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか	×
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	(5)ベビーベット等との配置は適切か	○
	②水洗器具 (オストメイト対応) を設けた便房を設けているか (各階1以上)	○

券売機

券売機についてはボタンの位置や高さには特段問題はなかったが、点字表記がない。



⑥ 3 F エレベーター（そのまま4階へ移動）

エレベーター （第7条）	①必要階（多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便房（※1）・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階）に停止するエレベーターが1以上あるか	○
	②多数の者／主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビーであるか	
	(1)かご（※2）及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)乗降ロビーは水平で、150cm角（※3）以上であるか	○
	(3)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(4)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	③多数の者／主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)②のすべてを満たしているか	○
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	○
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	○

⑦ 4 F 廊下（⑧チェックポイントまで）・トイレ

便所 （第9条）	①車いす使用者用便房を設けているか（各階原則2%以上）	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか	○
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	(5)ベビーベット等との配置は適切か	○
	②水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（各階1以上）	○
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか（当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く）	○

廊下等 （第3条）	①幅は180cm以上（区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上）であるか	○
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	④休憩設備を適切に設けているか	○

⑧ 4 F トイレ（阪急エレベーターまで移動し5 F へ）

便所 （第9条）	①車いす使用者用便房を設けているか（各階原則2%以上）	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか	○
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	(5)ベビーベット等との配置は適切か	○
	②水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか	×
	③床置き式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設けているか（各階1以上）	×

⑨5F廊下（⑩チェックポイントまで）・トイレ

便所	①車いす使用者用便房を設けているか（各階原則2%以上）	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか	○
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	(5)ベビーベット等との配置は適切か	○
	②水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか	×
④床置き式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る） その他これらに類する小便器を設けているか（各階1以上）	○	

廊下等 （第3条）	①幅は180cm以上（区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上）であるか	○
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	④休憩設備を適切に設けているか	○



博多駅案内図  
 わかりやすい表示ではあるが点字での案内はない。  
 また、文字も小さく読みづらい。

⑩ 5 F トイレ（付近エレベーターで 6 F へ移動）

便所 (第 9 条)	①車いす使用者用便房を設けているか（各階原則 2 % 以上）	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅 80 cm 以上であるか	○
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	(5)ベビーベット等との配置は適切か	○
	②水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（各階 1 以上）	○
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか（当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く）	○
	④床置式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが 35 cm 以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設けているか（各階 1 以上）	○

⑪ 6 F 廊下（⑫チェックポイントまで）・トイレ

便所 (第 9 条)	①車いす使用者用便房を設けているか（各階原則 2 % 以上）	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅 80 cm 以上であるか	○
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	(5)ベビーベット等との配置は適切か	○
	②水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（各階 1 以上）	○
	③床置式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが 35 cm 以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設けているか（各階 1 以上）	○

廊下等 (第 3 条)	①幅は 180 cm 以上（区間 50 m 以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140 cm 以上）であるか	○
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）	×
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブ（車いす用スペース）としているか	○
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	△
	⑦休憩設備を適切に設けているか	○
	⑧上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分については適用除外	○

⑫ 6 F トイレ（チェック後、博多阪急エレベーターで 7 F へ移動）

便所 (第 9 条)	①車いす使用者用便房を設けているか（各階原則 2 % 以上）	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅 80 cm 以上であるか	○
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	(5)ベビーベット等との配置は適切か	○
	②水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（各階 1 以上）	○
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか（当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く）	○

⑬ 7 F 廊下 (⑭ トイレまで)・トイレ

便所 (第9条)	①車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか	○
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	(5)ベビーベット等との配置は適切か	○
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)	○
③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	○	

廊下等 (第3条)	①幅は180cm以上(区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上)であるか	○
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③点状ブロック等の敷設(階段又は傾斜路の上端に近接する部分)	×
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブ(車いす用スペース)としているか	○
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	△
	⑦休憩設備を適切に設けているか	○
	⑧上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分については適用除外	○

⑭ 7 F トイレ (付近エレベーターで8 F へ移動)

便所 (第9条)	①車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか	○
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	(5)ベビーベット等との配置は適切か	○
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)	○
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	○

⑮ 8 F 廊下 (⑯ チェックポイントまで)・トイレ

便所 (第9条)	①車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか	○
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	(5)ベビーベット等との配置は適切か	○
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)	○
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	○

廊下等 (第3条)	①幅は180cm以上(区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上)であるか	○
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③点状ブロック等の敷設(階段又は傾斜路の上端に近接する部分)	×
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブ(車いす用スペース)としているか	○
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	△
	⑦休憩設備を適切に設けているか	○
	⑧上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分については適用除外	○

⑩8Fトイレ(中央エレベーターまで移動し9階へ)

便所 (第9条)	①車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか	○
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	(5)ベビーベット等との配置は適切か	○
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)	○
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	○

⑪9F廊下(エレベーター降りトイレまで)・トイレ

便所 (第9条)	①車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか	○
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	(5)ベビーベット等との配置は適切か	○
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)	○
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	○

廊下等 (第3条)	①幅は180cm以上(区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上)であるか	○
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③点状ブロック等の敷設(階段又は傾斜路の上端に近接する部分)	×
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブ(車いす用スペース)としているか	○
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	△
	⑦休憩設備を適切に設けているか	○
	⑧上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分については適用除外	○

⑫9F廊下(エレベーターまで)・トイレ その後中央エレベーターで10Fへ

便所 (第9条)	①車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか	○

	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	(5)ベビーベット等との配置は適切か	○
	②水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（各階1以上）	○
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか（当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く）	○

廊下等 （第3条）	①幅は180cm以上（区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上）であるか	○
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）	×
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブ（車いす用スペース）としているか	○
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	△
	⑦休憩設備を適切に設けているか	○
	⑧上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分については適用除外	○

### ■気付いた点

映画館周辺はカーペット敷きであり、廊下はタイル張りであった。

### ⑱10F廊下（中央エレベーターから⑳トイレまでの廊下）・トイレ

便所 （第9条）	①車いす使用者用便房を設けているか（各階原則2%以上）	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか	○
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	(5)ベビーベット等との配置は適切か	○
	②水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（各階1以上）	○
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか（当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く）	○

廊下等 （第3条）	①幅は180cm以上（区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上）であるか	○
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）	×
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブ（車いす用スペース）としているか	○
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	△
	⑦休憩設備を適切に設けているか	○
	⑧上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分については適用除外	○

② 10F 廊下（屋上エレベーターまでの廊下）・トイレ

便所 (第9条)	①車いす使用者用便房を設けているか（各階原則2%以上）	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか	○
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	(5)ベビーベット等との配置は適切か	○
	②水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（各階1以上）	○
③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか（当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く）	○	

廊下等 (第3条)	①幅は180cm以上（区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上）であるか	○
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）	×
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブ（車いす用スペース）としているか	○
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	△
	⑦休憩設備を適切に設けているか	○
	⑧上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分については適用除外	○

①屋上廊下

廊下等 (第3条)	①幅は180cm以上（区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上）であるか	○
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）	×
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブ（車いす用スペース）としているか	○
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	△
	⑦休憩設備を適切に設けているか	○
	⑧上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分については適用除外	○

■気付いた点

⑥については電気コードが引いてあった。

神社はあったが階段があり行くことができなかった。（行くことができるのは神社前のロータリーまで）

所管

- ・手すりにトイレトペーパーがついているトイレがあり、手すりを使用しづらい。
- ・各階にトイレが必ず設置してあり、いずれも広いつくりであった。
- ・便器の高さが全体的に低かった。
- ・扉が開いた状態で固定されている時間が非常に短く、車いす利用者一人では使いづらかった。（アミュプラザ側トイレ全般）
- ・阪急側のトイレには小便器の設置はあったが、オストメイト用汚物処理器の設置がなかった。アミュプラザ側には小便器の設置がなく、オストメイト用汚物処理機の設置があ

った。

- 背もたれがもう少し後ろにないと便座に座った状態でのズボン等の着脱が難しい状態であった。
- 全体的にトイレについては使用中かどうかわかりづらかったので、わかりやすい表示にしてほしい。
- トイレについてはフロアによって配慮や広さが若干異なっており、電動車いすでは狭いのではないかと思われるトイレもあった。また、阪急側のトイレでは子ども用便器がある場合に車いす利用者が転回することが難しいようにも感じた。
- フロアによってはベビートイレがあった。
- 通路についてはフローリング部分については移動しやすかったが、カーペットやタイル張りのところがあり、車いす利用者については力が要り、首にも振動がくるため通りづらいところがあった。
- 身障者等優先のエレベーター設置は評価できるが、待ち時間が長く到着しても乗れないことが多くあった。
- 最屋上には残念ながら階段で上るしか行く方法がなかった。
- 基本的には車いす利用者への配慮がよくされていると思ったが、もう少し設計段階から利用当事者への意見を反映した方がコスト削減に繋がると感じた。



#### 博多駅の周辺道路

##### ■博多口

比較的フラットであるためスムーズに通行できるがインターロッキング（歩道のデザインブロック）があるため、継続した衝撃があるので車いす自体動かしにくい。

タクシーなどの乗降場には段差がなくスムーズに乗降できる。

##### ■筑紫口

アスファルト舗装であるためスムーズに移動できるが、筑紫駅周辺の建物に移動する場合、段差・傾斜などのバリアが多い。また、タクシー乗降場は歩道と車道との段差がかなりある。

## ルート図 博多駅周辺道路（バスセンター及び福岡交通センタービル内を含む）

### 1) 人員について

- ①正ルート5名前後（会員3名+ボランティア）
- ②逆ルート5名前後（会員3名+ボランティア）

### 2) 調査方法

別紙バリアフリー調査票に基づき調査活動を行う。

### 3) ルートの見方について

以下の図の通り

- ①→は進む方向
- ②●チェックポイント

### 4) 測定について

チェックポイント箇所の状況をチェックシートの記載する。



# バリアフリー調査事業チェックリスト

博多駅周辺道路（バスセンター及び福岡交通センタービル内を含む）班

1) 担当者名 （チェックポイント番号順グループ 安部・東・大藪・頼金）  
（チェックポイント番号逆グループ 大里・廣渡・矢野・大東）

2) 調査期日 （2011年10月 8日）

3) ルート図

調査表には前頁のルート図のチェックポイントごとのバリアフリー状況を記しております。

4) 調査表の見方

- ①調査表にある要件がクリアできていれば○
- ②調査票にある要件はクリアされているが課題がある△
- ③調査表にある要件がクリアできてなければ×
- ④調査票にある要件が当てはまらない

## ①周辺歩道等のチェック（道路及び歩道など）

施設等	チェック項目	チェック欄
歩道	①歩車道の分離（歩道と車道を明確に分離か）	○
	②有効幅員の確保（200cm以上か）	○
	③表面上の仕上げ（平坦で滑りにくく水はけの良い仕上げか）	×
	④排水溝の蓋の形状（歩道に設ける排水溝の蓋は車いすの車輪や杖の先等が引っかからない形状か）1cm以下であるか	○
	⑤歩道上の設置物配慮（歩道上の標識柱・街灯柱等は可能な限り共化して整理統合し歩道の有効幅員を確保しているか）	×
歩道と車道 が接続する 部分で歩行 者が通行す る部分（交 差点）	⑥段差の解消（2cm以下か）	○
	⑦勾配の制限（すり付け勾配は8%以下か）	○
	⑧交差点部分は必要に応じて視認性を高めるために視線誘導標や道路照明灯などを設置しているか	○
照明	⑨できるだけ多くの照明施設を設けているか	△

②周辺歩道等のチェック（道路及び歩道など）

歩道	①歩車道の分離（歩道と車道を明確に分離か）	○
	②有効幅員の確保（200cm以上か）	○
	③表面上の仕上げ（平坦で滑りにくく水はけの良い仕上げか）	○
	④排水溝の蓋の形状（歩道に設ける排水溝の蓋は車いすの車輪や杖の先等が引っかからない形状か）1cm以下であるか	×
	⑤歩道上の設置物配慮（歩道上の標識柱・街灯柱等は可能な限り共化して整理統合し歩道の有効幅員を確保しているか）	○
歩道と車道 が接続する 部分で歩行 者が通行す る部分（交 差点）	⑦段差の解消（2cm以下か）	○
	⑧勾配の制限（すり付け勾配は8%以下か）	×
	⑨交差点部分は必要に応じて視認性を高めるために視線誘導標や道路照明灯などを設置しているか	○
照明	⑩できるだけ多くの照明施設を設けているか	×

③周辺歩道等のチェック（道路及び歩道など）

歩道	①歩車道の分離（歩道と車道を明確に分離か）	○
	②有効幅員の確保（200cm以上か）	○
	③表面上の仕上げ（平坦で滑りにくく水はけの良い仕上げか）	○
	④歩道上の設置物配慮（歩道上の標識柱・街灯柱等は可能な限り共化して整理統合し歩道の有効幅員を確保しているか）	○
歩道と車道 が接続する 部分で歩行 者が通行す る部分（交 差点）	⑤段差の解消（2cm以下か）	○
	⑥勾配の制限（すり付け勾配は8%以下か）	○
	⑦交差点部分は必要に応じて視認性を高めるために視線誘導標や道路照明灯などを設置しているか	○
乗車場	⑧バス・タクシー乗り場等は高齢者・障害者に配慮した構造か	△
照明	⑨できるだけ多くの照明施設を設けているか	×

④周辺歩道等のチェック（道路及び歩道など）

歩道	①歩車道の分離（歩道と車道を明確に分離か）	○
	②有効幅員の確保（200cm以上か）	○
	③表面上の仕上げ（平坦で滑りにくく水はけの良い仕上げか）	○
	④排水溝の蓋の形状（歩道に設ける排水溝の蓋は車いすの車輪や杖の先等が引っかからない形状か）1cm以下であるか	○
	⑤歩道上の設置物配慮（歩道上の標識柱・街灯柱等は可能な限り共化して整理統合し歩道の有効幅員を確保しているか）	○
歩道と車道	⑥段差の解消（2cm以下か）	○

が接続する部分で歩行者が通行する部分（交差点）	⑦勾配の制限（すり付け勾配は8%以下か）	○
	⑧交差点部分は必要に応じて視認性を高めるために視線誘導標や道路照明灯などを設置しているか	○
乗車場	⑨バス・タクシー乗り場等は高齢者・障害者に配慮した構造か	○
照明	⑩できるだけ多くの照明施設を設けているか	○

⑤バスセンター（エレベーター・改札口・乗降場・券売機・案内表示）

1 F

改札口	①有効幅員は80cm以上であるか	○
	②案内窓口（券売機）から改札口にいたる経路となる通路のうち最低1経路に誘導用床材を敷設しているか	○
乗降場	③勾配の制限（床面の水勾配は1/100以下であるか）	○
	④ぬれても滑りにくい仕上げであるか	○
	⑤注意喚起用床材を乗降上の縁端に敷設しているか	△
	⑥休憩設備を設置（ベンチ等、休憩用の設備を設置）	○
	⑦乗降場と車両との隙間及び段差の可能な限り解消しているか。	×
券売機	⑧高さの制限（金銭投入口の高さは130cm程度）	○
	⑨運賃等を点字で表示。	×
案内表示	⑩ターミナルの出入口等に周辺の施設等の案内を行う誘導案内板があるか	△

2 F

改札口	①有効幅員は80cm以上であるか	○
	②案内窓口（券売機）から改札口にいたる経路となる通路のうち最低1経路に誘導用床材を敷設しているか	○
乗降場	③勾配の制限（床面の水勾配は1/100以下であるか）	○
	④ぬれても滑りにくい仕上げであるか	○
	⑤注意喚起用床材を乗降上の縁端に敷設しているか	×
	⑥休憩設備を設置（ベンチ等、休憩用の設備を設置）	○
	⑦乗降場と車両との隙間及び段差の可能な限り解消しているか。	×
券売機	⑧高さの制限（金銭投入口の高さは130cm程度）	○
	⑨運賃等を点字で表示。	×
案内表示	⑩ターミナルの出入口等に周辺の施設等の案内を行う誘導案内板があるか	△

改札口	①有効幅員は80cm以上であるか	○
	②案内窓口（券売機）から改札口にいたる経路となる通路のうち最低1経路に誘導用床材を敷設しているか	○
乗降場	③勾配の制限（床面の水勾配は1/100以下であるか）	○
	④ぬれても滑りにくい仕上げであるか	○
	⑤注意喚起用床材を乗降上の縁端に敷設しているか	×
	⑥休憩設備を設置（ベンチ等、休憩用の設備を設置）	○
	⑦乗降場と車両との隙間及び段差の可能な限り解消しているか。	×
券売機	⑧高さの制限（金銭投入口の高さは130cm程度）	○
	⑨運賃等を点字で表示。	×
案内表示	⑩ターミナルの出入口等に周辺の施設等の案内を行う誘導案内板があるか	△

## 地下鉄入口付近エレベーター（アイ愛裏）

エレベーター 一（第7条）	①必要階（多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便房（※1）・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階）に停止するエレベーターが1以上あるか	○
	②多数の者／主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビーであるか	
	(1)かご（※2）及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角（※3）以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	③多数の者／主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)②のすべてを満たしているか	○
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	○
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	○
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	○
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	○
	(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	○
	(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	○
	(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
	⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
(1)③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか	○	
(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	○	
(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	○	
(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	○	

地下鉄入口付近エレベーター（エスカレーター付近）

エレベーター 一（第7条）	①必要階（多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便所（※1）・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階）に停止するエレベーターが1以上あるか	○
	②多数の者／主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビーであるか	
	(1)かご（※2）及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角（※3）以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	③多数の者／主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)②のすべてを満たしているか	○
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	○
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	○
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	○
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	○
	(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	○
	(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	○
	(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー		
(1)③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか	○	
(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	○	
(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	○	
(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	○	

自転車の違法駐輪

バリアフリー調査活動中に駅周辺の違法駐輪が目立った。

写真のように歩道をふさいでいる。設置している点字ブロックがこれでは意味をなさない。

また、車いす使用者の移動の妨げになっている



名代ラーメン付近エレベーター（地下～4階まで）

エレベーター （第7条）	①必要階（多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便房（※1）・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階）に停止するエレベーターが1以上あるか	○
	②多数の者／主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビーであるか	
	(1)かご（※2）及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角（※3）以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	③多数の者／主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)②のすべてを満たしているか	○
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	○
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	○
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	○
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	○
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	○
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	○
(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	○	
(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	○	
(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○	
⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー		
(1)③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか	○	
(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	○	
(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	○	
(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	○	

⑥福岡交通センター（ビル）

B1トイレ・廊下

便所 （第9条）	①車いす使用者用便房を設けているか（各階原則2%以上）	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか	○
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	②水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（各階1以上）	○

廊下等	①幅は180cm以上（区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上）であるか	×
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	④側面に外開きの戸がある場合はアルコーブ（車いす用スペース）としているか	○
	⑤突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	×
	⑥上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分については適用除外	×

## 2Fトイレ・廊下

2Fには使用できるトイレはなかった。

廊下等	①幅は180cm以上（区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上）であるか	×
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	④側面に外開きの戸がある場合はアルコーブ（車いす用スペース）としているか	○
	⑤突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	×
	⑥上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分については適用除外	×

## 3Fトイレ・廊下

3Fには使用できるトイレはなかった。

廊下等	①幅は180cm以上（区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上）であるか	×
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	④側面に外開きの戸がある場合はアルコーブ（車いす用スペース）としているか	○
	⑤突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	×
	⑥上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分については適用除外	×

## 4Fトイレ・廊下

4Fには使用できるトイレはなかった。

廊下等	①幅は180cm以上（区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上）であるか	×
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	④側面に外開きの戸がある場合はアルコーブ（車いす用スペース）としているか	○
	⑤突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	×
	⑥上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分については適用除外	×

## 5Fトイレ・廊下

5Fには使用できるトイレはなかった。

廊下等	①幅は180cm以上（区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上）であるか	×
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	④側面に外開きの戸がある場合はアルコーブ（車いす用スペース）としているか	○
	⑤突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	×
	⑥上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分については適用除外	×

## 6Fトイレ・廊下

便所 (第9条)	①車いす使用者用便房を設けているか（各階原則2%以上）	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか	○
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	②水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（各階1以上）	○

廊下等	①幅は180cm以上（区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上）であるか	×
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	④側面に外開きの戸がある場合はアルコーブ（車いす用スペース）としているか	○
	⑤突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	×
	⑥上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分については適用除外	×

## 7Fトイレ・廊下

便所 (第9条)	①車いす使用者用便房を設けているか（各階原則2%以上）	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか	○
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	②水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（各階1以上）	○

廊下等 (第3条)	①幅は180cm以上（区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上）であるか	○
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）	○
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブ（車いす用スペース）としているか	×
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	×
	⑦上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分については適用除外	○

8 F トイレ・廊下便所 (第9条)	①車いす使用者用便房を設けているか（各階原則2%以上）	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか	○
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	②水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（各階1以上）	○

廊下等 (第3条)	①幅は180cm以上（区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上）であるか	○
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）	○
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブ（車いす用スペース）としているか	×
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	×
	⑦上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分については適用除外	○

### 9 F トイレ・廊下

■トイレは使用できなかった。

廊下等 (第3条)	①幅は180cm以上（区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上）であるか	○
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）	○
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブ（車いす用スペース）としているか	△
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	×
	⑦休憩設備を適切に設けているか	×
	⑧上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分については適用除外	○



グレーチングの調査  
道路の溝の格子状の蓋（グレーチング）に前輪が挟まれないような構造になっているかどうか調査を実施している様子。

⑦周辺歩道等のチェック（道路及び歩道など）

歩道	①歩車道の分離（歩道と車道を明確に分離か）	○
	②有効幅員の確保（200cm以上か）	○
	③表面上の仕上げ（平坦で滑りにくく水はけの良い仕上げか）	○
	④排水溝の蓋の形状（歩道に設ける排水溝の蓋は車いすの車輪や杖の先等が引っかからない形状か）1cm以下であるか	○
	⑤歩道上の設置物配慮（歩道上の標識柱・街灯柱等は可能な限り共化して整理統合し歩道の有効幅員を確保しているか）	○
歩道と車道が 接続する部分 で歩行者が通 行する部分 （交差点）	①段差の解消（2cm以下か）	○
	②勾配の制限（すり付け勾配は8%以下か）	○
	③交差点部分は必要に応じて視認性を高めるために視線誘導標や道路照明灯などを設置しているか	○
照明	④できるだけ多くの照明施設を設けているか	○

⑧周辺歩道等のチェック（道路及び歩道など）

施設等	チェック項目	チェック欄
歩道	①歩車道の分離（歩道と車道を明確に分離か）	○
	②有効幅員の確保（200cm以上か）	○
	③表面上の仕上げ（平坦で滑りにくく水はけの良い仕上げか）	△
	④排水溝の蓋の形状（歩道に設ける排水溝の蓋は車いすの車輪や杖の先等が引っかからない形状か）1cm以下であるか	○
	⑤歩道上の設置物配慮（歩道上の標識柱・街灯柱等は可能な限り共化して整理統合し歩道の有効幅員を確保しているか）	○
歩道と車道 が接続する 部分で歩行 者が通行す る部分（交 差点）	⑥段差の解消（2cm以下か）	○
	⑦勾配の制限（すり付け勾配は8%以下か）	×
	⑧交差点部分は必要に応じて視認性を高めるために視線誘導標や道路照明灯などを設置しているか	○
乗車場	⑨バス・タクシー乗り場等は高齢者・障害者に配慮した構造か	△
照明	⑩できるだけ多くの照明施設を設けているか	○

■所管

- ・博多駅周辺は全体的にバリアフリーであった。
- ・歩道と横断歩道の境目に段差があるところとないところがあった。横断歩道の段差は2cmぐらいであり、交差点へ下る際は問題ないが、横断歩道をわたりきり勢いがついたところで歩道へ侵入すると車いすから転倒するため危険性はあると感じた。
- ・駐輪場以外のスペースに自転車を止めていることが多く、通行の妨げになった。
- ・歩道を通る自転車がなくて恐ろしかった。何度かぶつかりそうになった。
- ・福岡交通センターはトイレのあるフロアとトイレのないフロアが混在している。案内表示には車いす用トイレの場所が書かれている。

- ・ 建替え前とは違い、様々な表示案内はわかりやすく作られていた。
- ・ バス乗り場は、関東や関西では乗りやすい構造になっているが、交通センターから車いす利用者がバスに乗ることは難しいことがわかった。
- ・ 福岡交通センターの車いすトイレ全般に言えることだが、電動車いすの方や座位保持いすの方はスペースと入口の問題で利用することが難しい。
- ・ 飲食店については入口がバリアフリーの構造で段差が解消されており利用することはできるが、1店舗だけ階段が設置されているために利用ができない。

## 編集後記

当日、参画いただいた県内各支部の会員の皆様、お疲れ様でした。

当会での調査活動としては2002年に実施して以来、9年ぶりの活動となりました。以前は駅舎において入口付近のスロープや手すり、構内のホームへ移動するにはエレベーターの設置は少ないものでした。今回は博多駅の調査活動ということで、県内各地より公共交通機関を利用し集合する際にハード面における各駅のバリアフリー化は以前より進んでいたと会員の方より感想をいただきました。しかし、客車からホームへの乗降の際に、駅員の方がスロープを設置することを忘れていたことや列車に乗り込み、通路でブレーキを掛けることを忘れて入口の反対側のドアで頭を打ったことなどがありました。

ソフト面での対応は時間のかかることではあるとは思いますが、私たちも日頃より公共交通機関を多く利用することや今回実施した様々な関係者と協働で調査活動を行うことで改善されていくのではないかと感じました。

最後になりますが、今回の実施にあたり、行政・企業の皆様、また新聞取材を行っていただきました西日本新聞社の皆様へ心よりお礼申し上げます。



当日の総括の様子

## 付録

### 福岡県福祉のまちづくり条例

(平成 10 年 3 月 30 日制定 平成 10 年福岡県条例第 4 号)  
(平成 19 年 2 月 28 日改正 平成 19 年福岡県条例第 13 号)

#### 目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 福祉のまちづくりに関する施策
  - 第 1 節 県の施策の基本方針等 (第 7 条—第 11 条)
  - 第 2 節 市町村の福祉のまちづくりに関する計画 (第 12 条)
  - 第 3 節 表彰 (第 13 条)
- 第 3 章 まちづくり施設等の整備
  - 第 1 節 まちづくり施設の整備基準への適合等 (第 14 条—第 16 条)
  - 第 2 節 特定まちづくり施設の整備 (第 17 条—第 23 条)
  - 第 3 節 適合証の交付等 (第 24 条・第 25 条)
  - 第 4 節 公共輸送車両等の整備 (第 26 条)
- 第 4 章 雑則 (第 27 条—第 29 条)
- 附則

#### 第 1 章 総 則

##### (目的)

第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等をはじめすべての県民が社会、文化、経済その他の分野の活動に自らの意思で参加できる社会を形成する福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者等及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本方針その他必要な事項を定め、これらを総合的に推進することにより、いきいきとした地域社会を築くことを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人、病弱者その他の日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けている者をいう。
- 二 まちづくり施設 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、物品販売業を営む店舗、旅客施設、道路、公園その他不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設で規則で定めるものをいう。
- 三 公共輸送車両等 一般の旅客の用に供する鉄道の車両、自動車、船舶等で規則で定めるものをいう。
- 四 施設等まちづくり施設及び公共輸送車両等をいう。

##### (県の役割)

第 3 条 県は、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を定め、これを実施するものとする。

2 県は、自ら設置し、又は管理する施設等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適

に利用できる

よう、その整備に努めるものとする。

(市町村の役割)

第4条 市町村は、その区域の状況に応じた福祉のまちづくりに関する施策を定め、これを実施するものとする。

2 市町村は、自ら設置し、又は管理する施設等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用で

きるよう、その整備に努めるものとする。

(事業者等の役割)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、県及び市町村と共に、前2条の規定により定められた施策に基づき福祉のまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、自ら所有し、管理し、又は占有する施設等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

3 事業者から依頼を受けてまちづくり施設の設計、施工等に携わる者は、当該事業者に対し、本条例の規定に関する情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、福祉のまちづくりに関し、理解を深めるとともに、自ら進んで福祉のまちづくりに参加するよう努めるものとする。

2 県民は、高齢者、障害者等が施設等を利用する上でその妨げとなるような行為をしてはならない。

## 第2章 福祉のまちづくりに関する施策

### 第1節 県の施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を実施するものとする。

一 すべての県民が高齢者、障害者等に対する理解を深め、福祉のまちづくりに積極的に参加するよう県民意識の高揚を図ること。

二 高齢者、障害者等が自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に利用できるよう施設等の整備を促進すること。

(啓発活動の推進等)

第8条 県は、福祉のまちづくりに関して、事業者等及び県民の理解を深め、その積極的な参加を促進するため、福祉に関する教育及び啓発活動を推進するものとする。

2 県は、市町村、事業者等及び県民に対し、福祉のまちづくりに関する必要な情報の提供及び技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

(調査及び研究)

第9条 県は、福祉のまちづくりを推進するために必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備)

第10条 県は、市町村、事業者等及び県民と連携して、福祉のまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2節 市町村の福祉のまちづくりに関する計画

### (市町村の福祉のまちづくりに関する計画)

第12条 市町村は、第4条の規定による福祉のまちづくりに関する施策及び施設等の整備を実施するに当たっては、あらかじめそれらの基本的事項に関する計画（以下「整備基本計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、整備基本計画を策定したときは、これを速やかに公表しなければならない。これを変更したときも同様とする。

## 第3節 表彰

### (表彰)

第13条 知事は、福祉のまちづくりに関して著しい功績のあったものに対して、表彰を行うことができる。

## 第3章 まちづくり施設等の整備

### 第1節 まちづくり施設の整備基準への適合等

#### (整備基準)

第14条 知事は、まちづくり施設の構造及び設備の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするための必要な基準（以下「整備基準」という。）を規則で定めるものとする。

2 知事は、整備基準のほか、高齢者、障害者等が安全かつ快適にまちづくり施設を利用できるようにするための望ましい基準（以下「望ましい基準」という。）を定めることができる。

#### (まちづくり施設の新築等)

第15条 まちづくり施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更等（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該まちづくり施設を整備基準に適合させなければならない。ただし、敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが著しく困難であると知事が認めるときは、この限りでない。

2 高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、整備基準又は望ましい基準と同等の他の措置が講じられていると知事が認めるまちづくり施設は、整備基準又は望ましい基準に適合しているものとみなす。

3 知事は、第1項ただし書又は前項に規定する認定をしようとするときは、必要に応じ、学識経験者及び事業者団体、関係行政機関、高齢者団体、障害者団体、女性団体等から選任された者をもって構成する協議会の意見を聴くものとする。

#### (まちづくり施設の維持保全等)

第16条 まちづくり施設の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、当該まちづくり施設の整備基準に適合している部分の機能を適切に維持しなければならない。

2 まちづくり施設の所有者等は、当該まちづくり施設の整備基準に適合していない部分を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

## 第2節 特定まちづくり施設の整備

### (届出等)

第17条 まちづくり施設のうち、その規模、用途等により必要があると認めるものとし

て規則で定めるもの(以下「特定まちづくり施設」という。)の新築等をしようとする者は、その計画について、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならない。これを変更(規則で定める 軽微な変更を除く。)しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該計画が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(工事完了の届出)

第18条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該特定まちづくり施設に係る工事を完了したときは、速やかに、規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。

(完了検査等)

第19条 知事は、前条の届出があったときは、当該特定まちづくり施設が整備基準に適合しているかどうか、その内容を審査し、実地に検査するものとする。

2 知事は、前項の審査等の結果、当該特定まちづくり施設が第17条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による指導の内容と異なり、かつ、整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(適合の状況の報告等)

第20条 知事は、必要があると認めるときは、特定まちづくり施設の新築等をしようとする者又は所有者等に対し、当該特定まちづくり施設の整備基準に係る適合の状況の報告を求めることができる。

2 知事は、当該報告をした者に対し、整備基準に関し、必要な指導及び助言をすることができる。

(立入調査等)

第21条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定まちづくり施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 知事は、第一項の規定による立入調査等の結果、必要があると認めるときは、当該特定まちづくり施設の新築等をしようとする者又は所有者等に対し、整備基準に関し、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第22条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置を講ずるように勧告することができる。

一 第17条第1項の新築等をしようとする者が、同項の規定による届出をせずに工事に着手した場合であって、第20条第1項の規定による報告を求められたにもかかわらず、当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第17条第2項又は第19条第2項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく当該指導に従わないとき。

三 第15条第1項又は第16条第1項に抵触することにより、第20条第2項又は前条第3項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく当該指導に従わないとき。

四 前条第1項の規定による立入調査等の対象となった特定まちづくり施設の所有者等が、正当な理由なく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(公表)

第23条 知事は、前条の規定に基づく勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、福岡県行政手続 条例（平成8年福岡県条例第1号）第3章第3節の規定の例により、弁明の機会の付与の手続を執ら なければならない。

第3節 適合証の交付等

(適合証の交付等)

第24条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該まちづくり施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該まちづくり施設の所有者等に対し、当該まちづくり施設が整備基準 に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）を交付するものとする。

一 まちづくり施設の所有者等から、規則で定めるところにより、適合証の交付の請求があった場合

二 第18条の規定による工事完了の届出（特定まちづくり施設の一部に係る工事完了の届出を除く。）があった場合

2 前項の規定により適合証の交付の対象となったまちづくり施設（以下「適合証交付まちづくり施設」という。）の所有者等は、当該適合証を当該まちづくり施設の見やすい箇所に掲示するものとする。

3 知事は、第1項の規定により適合証を交付したときは、その旨を公表するものとする。

(適合証の返還等)

第25条 知事は、県民から適合証交付まちづくり施設が整備基準に適合していないとの通報があった 場合等において、必要と認めるときは、その職員に、適合証交付まちづくり施設に立ち入り、整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の場合においては、第21条第2項の規定を準用する。

3 知事は、第1項の規定による立入調査等の結果、適合証交付まちづくり施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該適合証交付まちづくり施設の所有者等に対し、必要な指導をし、又は適合証の返還を求めるものとする。

第4節 公共輸送車両等の整備

(公共輸送車両等の整備)

第26条 公共輸送車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共輸送車両等について、高齢者、障害 者等が安全かつ快適に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

第4章 雑則

(国等に関する特例)

第27条 前章第2節の規定は、国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）の特定まちづくり施設については、適用しない。

2 知事は、国等に対し、特定まちづくり施設の整備基準に係る適合の状況その他必要と認める事項について、報告を求めることができる。

(市町村条例との関係)

第28条 この条例の規定は、市町村が、まちづくり施設の整備に関し、条例により、整備基準を超える基準その他必要な事項を定めることを妨げるものではない。

2 まちづくり施設の整備に関する条例が制定された市町村のうち規則で定める市町村の区域においては、前章第2節の規定は適用しない。ただし、必要に応じ、知事は、整備基準に適合したまちづくり施設の整備を進めるための手続を、規則で定めることができる。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第3章、第26条及び第27条の規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成19年9月1日から施行する。

交通バリアフリー法

国家公安委員会

○総 務 省告示第一号

国 土 交 通 省

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三条第一項の規定に基づき、移動等円滑化の促進に関する基本方

国家公安委員会

針(平成十八年総 務 省告示第一号)の全部を改正する告示を次のように定める。

国 土 交 通 省

平成二十三年三月三十一日

移動等円滑化の促進に関する基本方針

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。)第三条第一項の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること(以下「移動等円滑化」という。)の促進に関する基本方針について、国、地方公共団体、高齢者、障害者等、施設設置管理者その他の関係者が互いに連携協力しつつ移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進していくため、以下のとおり定める。

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

1 移動等円滑化の意義

我が国においては、世界のどの国もこれまで経験したことのない本格的な高齢社会を迎え、今後更なる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められている。また、今日、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、自立と共生の理念の下、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し

支え合う「共生社会」の実現が求められている。

このような社会の実現のためには、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、そのための環境の整備を一刻も早く推進していくことが求められている。移動及び施設の利用は、高齢者、障害者等が社会参加をするための重要な手段であることから、移動等円滑化を促進することは、このような社会の実現のために大きな意義を持つものである。

また、移動等円滑化の促進は、高齢者、障害者等の社会参加を促進するのみでなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、全ての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を通じて、国民が生き生きと安全に暮らせる活力ある社会の維持に寄与するものである。

なお、法にいう障害者には、身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む全ての障害者で身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれること並びに身体の機能上の制限には、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさ、喉の渇き、照明への反応、表示の分かりにくさ等の負担の原因となる様々な制約が含まれることから、法が促進することとしている移動等円滑化には、このような負担を軽減することによる移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することも含まれることに留意する必要がある。

また、移動等円滑化を進めるに当たっては、高齢者、障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である。

## 2 移動等円滑化の目標

移動等円滑化を実現するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設について移動等円滑化のための措置が講じられることが重要である。

したがって、法では、これらの施設を設置し、又は管理する者に対して移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努める一般的な責務を課すとともに、これらの施設の中で、特に日常生活及び社会生活において通常移動手段として用いられ、又は通常利用される旅客施設及び車両等、一定の道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の各々について、新設等に際し各々に対応した移動等円滑化基準への適合を義務付けることとしている。

また、市町村が定める重点整備地区において、移動等円滑化に係る特定事業その他の事業が法第二十五条第一項の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)に即して重点的かつ一体的に実施されることとしている。

移動等円滑化の促進に当たっては、国、地方公共団体、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者が必要に応じて緊密に連携しながら、法に基づく枠組みの活用等により、次に掲げる事項を達成することを目標とする。

### (1) 旅客施設

#### ① 鉄道駅及び軌道停留場

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である鉄道駅及び軌道停留場(以下「鉄軌道駅」という。)については、平成三十二年度までに、原則として全てについて、エレベーター又はスロープを設置することを始めとした段差の解消、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。この場合、地域の要請及び支援の下、鉄

軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。また、これ以外の鉄軌道駅についても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

ホームドア又は可動式ホーム柵については、視覚障害者の転落を防止するための設備として非常に効果が高く、その整備を進めていくことが重要である。そのため、車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題について総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進する。

## ② バスターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上であるバスターミナルについては、平成三十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外のバスターミナルについても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

## ③ 旅客船ターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である旅客船ターミナルについては、平成三十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、高齢化の進む離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについては、地域の実情を踏まえて順次、移動等円滑化を実施する。また、これ以外の旅客船ターミナルについても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

## ④ 航空旅客ターミナル施設

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である航空旅客ターミナル施設については、平成三十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の航空旅客ターミナル施設についても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

## (2) 車両等

### ① 鉄道車両及び軌道車両

総車両数約五万二千両のうち約七十パーセントに当たる約三万六千四百両について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

### ② バス車両

総車両数約六万台からバス車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両(以下「適用除外認定車両」という。)約一万台を除いた約五万台のうち、約七十パーセントに当たる約三万五千台について、平成三十二年度までに、ノンステップバスとする。適用除外認定車両については、平成三十二年度までに、その約二十五パーセントに当たる約二千五百台をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。

③ タクシー車両

平成三十二年度までに、約二万八千台の福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシー(流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両をいう。)を含む。)を導入する。

④ 船舶

総隻数約八百隻のうち約五十パーセントに当たる約四百隻について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。また、一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上である旅客船ターミナルに就航する船舶については、平成三十二年度までに、原則として全て移動等円滑化を実施する。

さらに、これ以外の船舶についても、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。

⑤ 航空機

総機数約五百三十機のうち約九十パーセントに当たる約四百八十機について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(3) 道路

原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する全ての道路について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(4) 都市公園

① 園路及び広場

園路及び広場(特定公園施設であるものに限る。以下同じ。)の設置された都市公園の約六十パーセントについて、平成三十二年度までに、園路及び広場の移動等円滑化を実施する。

② 駐車場

駐車場の設置された都市公園の約六十パーセントについて、平成三十二年度までに、駐車場の移動等円滑化を実施する。

③ 便所

便所の設置された都市公園の約四十五パーセントについて、平成三十二年度までに、便所の移動等円滑化を実施する。

(5) 路外駐車場

特定路外駐車場の約七十パーセントについて、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(6) 建築物

二千平方メートル以上の特別特定建築物の総ストックの約六十パーセントについて、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(7) 信号機等

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等については、平成三十二年度までに、原則として全ての当該道路において、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等の移動等円滑化を実施する。

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

施設設置管理者は、利用者の利便性及び安全性の向上を図る観点から、施設及び車両等

の整備、適切な情報の提供並びに職員等関係者に対する適切な教育訓練について関係者と連携しながら、1から3までに掲げる各々の措置を適切に講ずることにより、移動等円滑化を進めることが必要である。

施設設置管理者がこれらの措置を実施するに当たっては、その措置が効果的に実施されるよう、地域の実情を把握している市町村等の関係者と連携することにより、可能な限り利便性の高い動線の確保等他の施設との連続性に配慮した措置を実施し、かつ、自らが設置し、又は管理する施設に設置される設備について、施設の特性に応じて可能な限り時間的な制約がなく利用できる等移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、公共交通事業者等にあつては、複数の事業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関間を乗り継ぐ際の旅客施設内の移動等円滑化にも十分配慮することが重要である。

また、施設設置管理者は、施設及び車両等の整備に当たっては、移動等円滑化のために講ずる措置について具体的な実施計画を策定すること等により順次計画的に移動等円滑化を進めていくこと、高齢者、障害者等が障害のない者と共に利用できる形での施設整備を図るユニバーサルデザインの考え方に十分留意すること、高齢者、障害者等の意見を反映させるために可能な限り計画策定等への参画を得ること等必要な措置を講ずるよう努めることが重要である。

## 1 施設及び車両等の整備

移動等円滑化を図るためには、まず、施設及び車両等についてのハード面の整備が必要である。したがって、法では、施設設置管理者が、自らが設置し、又は管理する旅客施設及び車両等、一定の道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物を新設等するときは、当該施設及び車両等の移動等円滑化基準への適合が義務付けられており、また、既存の施設及び車両等については、施設設置管理者は、当該施設及び車両等を移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

施設設置管理者が、施設及び車両等について移動等円滑化のために必要な措置を講ずる際には、次に掲げる観点が重要である。

- イ 高齢者、障害者等が施設内外の移動及び施設の利用を円滑に行うために必要な施設及び設備を整備し、連続した移動経路を一以上確保すること。また、経路確保に当たっては、高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の確保に配慮すること。
- ロ 便所等附属する設備を設置する場合は、一以上は障害者対応型にするなど、高齢者、障害者等の利用に配慮したものにする。
- ハ 車両等にあつては、高齢者、障害者等の乗降及び車内での移動が容易にできるように必要な措置を講ずること。
- ニ 旅客施設及び車両等にあつては、運行情報等公共交通機関を利用する上で必要な情報を提供するために必要な設備を整備すること。

なお、移動等円滑化基準に定められていない内容であっても、上記の観点等から移動等円滑化に資すると考えられる措置については、施設設置管理者はこれを積極的に実施していくよう努力することが望ましい。

特に、建築物の移動等円滑化に関しては、移動等円滑化が義務化されていない特定建築物の移動等円滑化にも積極的に取り組むことが望ましい。特定建築物の新築時等における移動等円滑化に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した整備が求められているとともに、建築物ストックの長寿命化等その有効活用が求められていることから、誘導的な建築物移動等円滑化基準に適合する特定建築物について容積率の特例及び表示制度等を措置している認定特定建築物制度を積極的に活用することが望ましい。

## 2 適切な情報の提供

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、施設設置管理者が利用者に対して必要な情報を適切に提供することが必要である。

その際には、利用する高齢者、障害者等のニーズ、施設及び設備の用途等に応じて、例えば、路線案内、運賃案内及び運行情報等利用に当たって必要となる情報並びに緊急時の情報について、視覚情報として大きな文字又は適切な色の組合せを用いて見やすく表示すること、また、聴覚情報としてはっきりした音声により聞き取りやすく放送すること、その他図記号又は平仮名による表示の併記等を行うこと等、分かりやすく提供することに留意する必要がある。さらに、必要な情報について事前に把握できるよう、施設及び設備等に関する情報についてインターネットやパンフレット等により提供することが望ましい。

## 3 職員等関係者に対する適切な教育訓練

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、職員等関係者による適切な対応が必要であることに鑑み、施設設置管理者は、その職員等関係者が高齢者、障害者等の多様なニーズ及び特性を理解した上で、正当な理由なくこれらの者による施設及び車両等の利用を拒むことなく、円滑なコミュニケーションを確保する等適切な対応を行うよう継続的な教育訓練を実施する必要がある。

そのため、施設設置管理者は、高齢者、障害者等の意見を反映した対応マニュアルの整備及び計画的な研修の実施等をPDCAサイクルとして実施することにより、職員等関係者の教育訓練を更に充実させるよう努めるべきである。なお、その過程において、高齢者、障害者等の参画を得ることが望ましい。

## 三 基本構想の指針となるべき事項

市町村は、基本構想を作成する場合には、次に掲げる事項に基づいて作成する必要があり、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者は、これらの事項に留意する必要がある。

### 1 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

#### (1) 重点整備地区における移動等円滑化の意義

地域における高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、建築物等の生活関連施設及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設について、一体的に移動等円滑化が図られていることが重要である。そのため、基本構想において、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を重点整備地区として定め、生活関連施設及び生活関連経路の移動等円滑化に係る各種事業を重点的かつ一体的に推進することが必要である。

#### (2) 基本構想に即した各種事業の重点的かつ一体的な推進のための基本的視点

基本構想に即した各種事業の推進については、次に掲げる基本的視点が重要である。

##### ① 市町村の基本構想作成による事業の効果的な推進

重点整備地区における移動等円滑化に対する取組は、当該地区に最も身近な行政主体でありその地区における特性を十分に把握している市町村が、施設設置管理者、都道府県公安委員会等事業を実施すべき主体はもとより、高齢者、障害者等の関係者と協議等を行いながら基本構想を作成することにより、これらの事業の効果的な推進が図られることが重要である。

##### ② 基本構想作成への関係者の積極的な協力による事業の一体的な推進

移動等円滑化に係る事業の実施主体となる施設設置管理者、都道府県公安委員会等及び高齢者、障害者等の関係者は基本構想の作成に積極的に協力し、各種事業を一体的に推進していくことが必要である。

③ 地域住民等の理解及び協力

重点整備地区における移動等円滑化を図るに当たり、基本構想に位置付けられた各種事業が円滑に実施されるためには、地域住民等の理解及び協力が重要である。

(3) 基本構想作成に当たっての留意事項

市町村は、効果的に移動等円滑化を推進するため、次に掲げる事項に留意して基本構想を作成する必要がある。

① 目標の明確化

各種事業の実施に当たっては、当該重点整備地区における移動等円滑化について、市町村を始め、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者の施策を総合的に講ずる必要があることから、各者間で共通認識が醸成されることが重要である。したがって、基本構想には、地域の実情に応じ、可能な限り具体的かつ明確な目標を設定する。

② 都市計画との調和

基本構想の作成に当たっては、都市計画及び都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「市町村マスタープラン」という。)との調和が保たれている必要がある。

③ 地方自治法に規定する基本構想との整合性

市町村は、その事務を処理するに当たっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項に規定する基本構想に即して行う必要があるため、基本構想もこの基本構想に即していなければならない。

④ 地方公共団体の移動等円滑化に関する条例、計画、構想等との調和

地方公共団体において、移動等円滑化に関する条例、計画、構想等を有している場合は、基本構想はこれらとの調和が保たれている必要がある。特に、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第九条第三項に規定する市町村障害者計画、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画等の市町村が定める高齢者、障害者等の福祉に関する計画及び中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条に規定する基本計画等都市機能の増進に関する計画との調和が保たれていることに留意する必要がある。

⑤ 各種事業の連携と集中実施

移動等円滑化に係る各種の事業が相互に連携して相乗効果を生み、連続的な移動経路の確保が行われるように、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者間で必要に応じて十分な調整を図って整合性を確保するとともに、事業の集中的かつ効果的な実施を確保する。

また、複数の事業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関間を乗り継ぐ際の旅客施設内の移動等円滑化並びに当該市町村においてタクシー事業者、自家用有償旅客運送者等が行っているスペシャル・トランスポート・サービス(要介護者等であつて単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に、必要な介

護などと連続して、又は一体として行われる個別的な輸送サービスをいう。)の在り方にも十分配慮する。

さらに、特定事業に係る費用の負担については、当該事業の性格を踏まえた適切な役割分担に応じた関係者間の負担の在り方について十分な調整を図って関係者間の共通認識を確保する。

#### ⑥ 高齢者、障害者等の提案及び意見の反映

施設及び車両等の利用者である高齢者、障害者等を始め関係者の参画により、関係者の意見が基本構想に十分に反映されるよう努める。このため、基本構想の作成に当たっては、法第二十六条に規定する協議会(以下「協議会」という。)を積極的に活用し、高齢者、障害者等の参画を得ることが求められる。この際、既に同条第二項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用している場合、又は、他の法令に基づいて同項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用しようとする場合は、当該協議体制度を協議会と位置付けることも可能である。なお、意見を求めるべき障害者には、視覚、聴覚、内部障害等の身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者も含まれることに留意する必要がある。

また、法第二十七条に規定する基本構想の作成等に係る提案制度が積極的に活用されるよう環境の整備に努めるとともに、当該提案を受けた際には、その内容について十分な検討を加えることが求められる。

#### ⑦ 段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ)

移動等円滑化の内容については、基本構想作成に係る事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障害者等の利用者及び住民が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、スパイラルアップを図ることが望まれる。

そのため、市町村は、基本構想が作成された後も、施設を利用する高齢者、障害者等の利用の状況並びに重点整備地区における移動等円滑化のための施設及び車両等の整備状況等を把握するとともに、協議会の活用等により基本構想に基づき実施された事業の成果について評価を行い、それに基づき、必要に応じ、基本構想の見直し及び新たな基本構想の作成を行うことが望ましい。

また、法附則第二条第二号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)第六条第一項の規定により作成された基本構想については、法の趣旨を踏まえ、見直しを行うことが重要であることに留意する必要がある。

## 2 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

### (1) 重点整備地区の要件

法では、市町村は、法第二条第二十一号イからハまでに掲げる要件に該当するものを、移動等円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に推進すべき重点整備地区として設定することができることとされている。また、重点整備地区の区域を定めるに当たっては、次に掲げる要件に照らし、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて行うことが必要である。

① 「生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。)の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」(法第二条第二十一号イ)

生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。

また、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、地区全体の面積がおおむね四百ヘクタール未満の地区であって、原則として、生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である。

なお、重点整備地区を設定する際の要件として、特定旅客施設が所在することは必ずしも必須とはならないが、連続的な移動に係る移動等円滑化の確保の重要性に鑑み、特定旅客施設を含む重点整備地区を設定することが引き続き特に求められること、及び特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区を設定する場合には、法第二十五条第三項の規定に基づき当該特定旅客施設を生活関連施設として定めなければならないとされていることに留意する必要がある。

- ② 「生活関連施設及び生活関連経路(生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。)を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。)について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」(法第二条第二十一号ロ)

重点整備地区は、重点的かつ一体的に移動等円滑化のための事業を実施する必要がある地区であることが必要である。

このため、高齢者、障害者等の徒歩若しくは車椅子による移動又は施設の利用の状況、土地利用及び諸機能の集積の実態並びに将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断して、当該地区における移動等円滑化のための事業に一体性があり、当該事業の実施が特に必要であると認められることが必要である。

- ③ 「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」(法第二条第二十一号ハ)

高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実現可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等の観点から判断して、有効かつ適切であると認められることが必要である。

## (2) 留意事項

市町村は、重点整備地区を定めるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

### ① 重点整備地区の数

市町村内に特定旅客施設が複数ある場合等、生活関連施設の集積の在り方によっては、複数の重点整備地区を設定することも可能であるが、当該生活関連施設相互間の距離、移動の状況等地域の実情から適当と判断される場合には、一つの重点整備地区として設定することも可能である。

## ② 複数の市町村及び都道府県の協力

生活関連施設の利用者が複数の市町村にまたがって移動しており、重点整備地区の範囲が複数の市町村にまたがる場合など、当該市町村が利用者の移動の実態に鑑み適当であると認めるときは、共同して基本構想を作成し、一体的に推進していくことが重要である。

また、これらの施設が大規模であり、利用者が広域にわたり、かつ、関係者間の調整が複雑となるような場合には、協議会への参加を求める等により都道府県の適切な助言及び協力を求めることが重要である。

## ③ 重点整備地区の境界

重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

## 3 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

重点整備地区において長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿を明らかとする観点から、生活関連施設、生活関連経路等については次に掲げるとおり記載することが望ましい。

### (1) 生活関連施設

生活関連施設を選定するに当たっては、2(1)に留意するほか、既に移動等円滑化されている施設については、当該施設内の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき記載するものとする。また、当面移動等円滑化のための事業を実施する見込みがない施設については、当該施設相互間の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき、生活関連施設として、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

### (2) 生活関連経路

生活関連経路についても(1)同様、既に移動等円滑化されている経路については、一体的な移動等円滑化を図る上で対象として位置付けることが必要な経路につき記載するものとする。また、当面移動等円滑化のための事業実施の見込みがない経路については、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

### (3) 移動等円滑化に関する事項

基本構想の対象となる施設及び車両等において実施される移動等円滑化の内容について記載するものとする。当面具体的な事業実施に見込みがないものについては、事業実施の見込みが明らかになった段階で記載内容を追加又は変更する等基本構想を見直し、移動等円滑化の促進を図るものとする。

## 4 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

### (1) 特定事業

特定事業としては、公共交通特定事業、道路特定事業に加え、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業があり、各々の事業の特性を踏まえ、必要となる事業について基本構想に記載するものとする。

なお、法第二十五条第二項第四号括弧書に規定されているとおり、旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあつては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内

に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動を確保するために、当該特定旅客施設の移動等円滑化を図る事業及び当該重点整備地区と当該特定旅客施設を結ぶ特定車両の移動等円滑化を図る事業についても、公共交通特定事業として記載することが可能である。

一般的には、建築物特定事業の対象となり得る生活関連施設である建築物が多数存在することから、基本構想作成時の協議及び事業実施を確実に円滑に行うためには、対象となる生活関連施設の規模及び利用状況等、他の特定事業との関連等について、当該地域の実情に照らして判断し、必要性等の高いものから基本構想に順次位置付けていくことが望ましい。

また、事業の着手予定時期、実施予定期間について可能な限り具体的かつ明確に記載することとし、当面事業の実施の見込みがない場合にあっては、事業の具体化に向けた検討の方向性等について記載し、事業が具体化した段階で、基本構想を適宜変更して事業の内容について記載を追加するものとする。

## (2) その他の事業

その他の事業としては、特定旅客施設以外の旅客施設、生活関連経路を構成する駅前広場、通路等(河川施設、港湾施設、下水道施設等が生活関連経路を構成する場合にあっては、これらの施設を含む。)の整備があり、おおむねの事業内容を基本構想に記載するものとする。

## (3) 留意事項

市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業その他の事業に関する事項について、関係する施設設置管理者、都道府県公安委員会等と十分に協議することが必要であり、事業の記載に当たっては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスタープランの位置付け、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえることが重要である。

また、特定事業を記載するに当たっては、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえること並びに関連する特定事業間の連携及び調整を図ることが必要不可欠であることから、協議会制度を有効に活用し、基本構想の作成及び事業実施の円滑化を図ることが求められる。なお、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととされていることに留意する必要がある。

特定事業その他の事業については、合理的かつ効率的な施設及び車両等の整備及び管理を行うことを念頭に、生活関連施設及び生活関連経路の利用者、利用状況及び移動手段並びに生活関連経路周辺の道路交通環境及び居住環境を勘案して記載することが必要である。この際、特定事業その他の事業の実施に当たっては、交通の安全及び円滑の確保並びに生活環境の保全についても配慮する必要があることに留意する必要がある。また、交通安全特定事業のうち違法駐車行為の防止のための事業に関しては、歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車、横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車等、移動等円滑化を特に阻害する違法駐車行為の防止に資する事業が重点的に推進されるとの内容が基本構想に反映されるよう留意する必要がある。

- 5 4に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑

化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

(1) 土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関する基本的な事項

重点整備地区における重点的かつ一体的な移動等円滑化を図るために実施される4に規定する事業を実施する場合、重点整備地区における市街地の状況並びに生活関連施設及び生活関連経路の配置の状況によっては、これらの事業を単独で行うのではなく、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業と併せて行うことが効果的な場合がある。

① 具体的事業の内容

4に規定する事業と併せて行う事業の選択に当たっては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスタープランの位置付け等を踏まえて判断することが重要である。

② 記載事項

基本構想には、事業の種類、おおむねの位置又は区域等をそれぞれ記載するものとする。

なお、土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を活用し、土地区画整理事業と併せて生活関連施設又は一般交通用施設(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第五項に規定する公共施設を除く。)であって基本構想において定められた施設を整備しようとする場合には、それぞれの施設の主な用途、おおむねの位置等についても記載する必要がある。

(2) 自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項

移動等円滑化の妨げとなっている自転車その他の車両の放置及び違法駐車を防止するための抜本的な施策として、駐輪場等自転車その他の車両の駐車のための施設を特定事業その他の事業と一体的に整備することは極めて有効であることから、具体的な位置等これらの整備に関するおおむねの内容を記載するほか、その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項について記載することとする。

(3) その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

① 推進体制の整備

基本構想に位置付けられた各種の事業を円滑かつ効果的に実施していくためには、基本構想の作成段階又は基本構想に基づく各種の事業の準備段階から、関係者が十分な情報交換を行いつつ連携を図ることが必要であり、協議会を有効に活用することが求められる。

② 事業推進上の留意点

イ 地域特性等の尊重及び創意工夫

各種の事業の実施に当たっては、事業効果を高めるため、地域特性等を尊重して、様々な創意工夫に努めることが重要である。

ロ 積雪及び凍結に対する配慮

積雪及び凍結により移動の利便性及び安全性が損なわれる可能性がある場合は、積雪時及び路面凍結時の安全かつ円滑な移動のための措置を講ずるよう努めることが必要である。

#### ハ 特定事業に関する公的な支援措置の内容

基本構想に即して特定事業を円滑に実施するため公的な支援措置が講じられる場合には、その内容を明確にすることが重要である。

#### ニ 基本構想に即した特定事業計画の作成上の留意事項

施設設置管理者及び都道府県公安委員会が基本構想に即して特定事業計画を作成するに当たっては、早期作成の重要性を十分認識するとともに、協議会を活用することによって当事者である高齢者、障害者等を始め関係者の参画を図ること等により、関係者の意見が特定事業計画に十分に反映されるよう努めることが重要である。

#### ホ 基本構想作成後の特定事業その他の事業の実施状況の把握等

基本構想作成後、特定事業その他の事業が早期に、かつ、当該基本構想で明記された目標に沿って順調に進展するよう、市町村は、事業の実施状況の把握、これに係る情報提供、協議会の活用等による事業を実施すべき者との連絡調整の適切な実施等事業の進展に努めることが必要である。

#### ヘ 高齢者、障害者等への適切な情報提供

施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、高齢者、障害者等に対して、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な情報を適切に提供しよう努めることが重要である。

#### ③ その他基本構想の作成及び事業の実施に当たっての留意事項

基本構想は、市町村の発意及び主体性に基づき自由な発想で作成されるものであるので、この基本方針の三に定めのない事項についても基本構想に記載することが望ましい。

### 四 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

#### 1 国の責務及び講ずべき措置

##### (1) 国の責務(スパイラルアップ及び心のバリアフリー)

国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めることにより、スパイラルアップを図るものとする。

また、移動等円滑化を進めるためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民の高齢者、障害者等に対する理解及び協力、すなわち国民の「心のバリアフリー」が不可欠であることを踏まえ、国は広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する関係者の連携及び国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努める。

##### (2) 設備投資等に対する支援、情報提供の確保及び研究開発等

施設設置管理者等による移動等円滑化のための措置を促進するため、設備投資等に対する必要な支援措置を講ずる。

また、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するためには、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が利用しやすい形で提供される必要があることから、国は、施設設置管理者等による移動等円滑

化のための事業の実施状況に関する情報が確実に収集され、利用しやすいよう加工された上で、利用者に提供されるような環境の確保に努めることとする。

さらに、国は、移動等円滑化を目的とした施設及び車両等に係る新たな設備等(情報を提供する手法に係るものを含む。以下同じ。)の実用化及び標準化、既存の設備等の利便性及び安全性の向上、新たな設備等の導入に係るコストの低減化等のための調査及び情報通信技術等の研究開発の促進を図るとともに、それらの成果が幅広く活用されるよう、施設設置管理者等に提供するほか、地方公共団体による移動等円滑化のための施設の整備に対する主体的な取組を尊重しつつ、地方公共団体が選択可能な各種支援措置の整備を行う。

## 2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置

地方公共団体は、地域住民の福祉の増進を図る観点から、国の施策に準じ、1に掲げる責務を果たすとともに、措置を講ずることが必要である。特に、地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置、移動等円滑化に関する地域住民の理解を深めるための広報活動等移動等円滑化を促進するために必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努めることが必要である。

なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用に努めることが必要である。また、建築物の部分のうち駅等に設けられる一定の要件を満たす通路等については、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第十四項第一号の規定による容積率制限の特例を受けることが可能であるので、同法に規定する特定行政庁は、当該規定の適切な運用に努めることが重要である。

## 3 施設設置管理者以外の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置又は管理する者の責務

高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現するために、地下街、自由通路、駅前広場その他の高齢者、障害者等が日常生活及び社会生活において移動手段として利用し得る施設を設置し、又は管理する者においても、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。

## 4 国民の責務(心のバリアフリー)

国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならない。その際、外見上分かりづらい聴覚障害、内部障害、精神障害、発達障害など、障害には多様な特性があることに留意する必要がある。

また、視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪、車椅子利用者用駐車施設への駐車等による高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、必要に応じ高齢者、障害者等の移動及び施設の利用を手助けすること等、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが求められる。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。